

令和3年

建設委員会会議録

とき 令和3年7月6日

品川区議会

令和3年 品川区議会建設委員会

日 時 令和3年7月6日(火) 午前10時00分～午後2時44分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 こんの 孝子 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 本多 健信 君 委員 芹澤 裕次郎 君
委員 塚本 よしひろ 君 委員 のだて 稔史 君
委員 西本 たか子 君

出席説明員 中村 都市環境部長 末元 都市整備推進担当部長
鈴木 都市計画課長 竹田 住宅課長
多並 都市開発課長 河内 環境課長
品川品川区清掃事務所長 藤田 防災まちづくり部長
滝澤 災害対策担当部長 稲田 参事
(危機管理担当部長兼務) (土木管理課長事務取扱)
溝口 道路課長 高梨 公園課長
(用地担当課長兼務)

○午前10時00分開会

○こんの委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席を必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、議題は都市環境部から部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入替え等も行ってまいりますので、ご了承ください。

最後に、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

また、本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で2名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

併せて、本日動画撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。なお、前例としては、議題に入る前、いわゆる頭撮りということだけで、自席から撮影を許可したということがありました。

では、皆様からご意見を伺いたいと思いますが、順番でよろしいでしょうか。

自民党から。

○本多委員

もう頭撮りで許可を出されたらいいかと思っております。

○塚本委員

従前どおりの頭撮りでお願いしたいと思います。

○のだて委員

審議の支障がない程度で、動画撮影、頭撮り以外でも認めるべきだと思います。

○西本委員

頭撮りということをお願いしたいと思います。

○こんの委員長

それでは、ただいま各委員の方からご意見を伺いましたが、前例どおり頭撮りと。自席からの撮影ということで意見が多く出たと思います。議題に入る前の、いわゆる頭撮りのみの撮影、動画撮影ということで認めることにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、動画撮影を申請された方は、撮影をしてください。

[動画撮影]

○こんの委員長

終わりましたか。大丈夫ですか。

議題に入る前までですので、よろしいですか。終了ですね。ありがとうございました。

それでは、予定表に参ります。

1 議案審査

(1) 第43号議案 品川区立環境学習交流施設条例

○こんの委員長

予定表の1、議案審査を行います。

まず、(1)第43号議案、品川区立環境学習交流施設条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

それでは皆様、おはようございます。私からは、第43号議案、品川区立環境学習交流施設条例でございます。説明に際しまして、資料でございますが、条例案のほか、A4、1枚の説明文とともに、カラー刷りでございますA3判2枚につきまして、これに沿いましてご説明申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、恐れ入りますが、A4判の補助資料をご覧いただきたいと思えます。

この施設におきましては、地球規模の温室効果ガスへの対応などから、国内での環境に対する関心の高まりに伴いまして、環境を体感して学べる施設を戸越公園内に整備するものとしたしまして、平成30年10月より令和2年12月まで、計4回の建設委員会におきましてのご審議などを経て現在に至っており、現在工事を進めているところでございます。

当該施設につきましては、戸越公園内となります品川区豊町2丁目1番30号に、延べ床面積が1912.74㎡、地上3階建て、鉄骨造にて現在建築を進めているものでございます。

まず、1番の施設の設置目的についてでございます。これにつきましては、区民および事業者が環境の保全につきまして関心や理解を深め、また、主体的に環境保全活動を実践することを推進するというようなこととともに、地域交流の推進を図ることを目的といたしております。

次に、施設の基本事項でございます。施設のキャッチコピーでございますが、「つなぐ つづける つくりだす ～エコなミライへ～」でございます。区はこれまでも様々な環境への取組を、区民の方、また事業者の方、団体の方など行ってまいりました。環境の取組や、また環境意識など、今まで積み重ねてきたものをつなぎ、持続可能に向けた取組と併せ、施設をきっかけといたしまして、人と人との相乗効果も相まって、今までない新たな未来につきまして、つくり育てるという観点でございます。次に、(2)の施設のターゲットといたしましては、一番に未来をつくるお子さんたちです。第二につきましては、そのお子様たちを支える周辺の方、皆様、ご家庭の方というような設定でございます。(3)の施設の機能といたしましては、体験学習機能、情報発信機能、交流・連携機能でございます。こういった機能を発揮いたしまして、目的の達成に向け取組を進めてまいるのでございます。

次に建物概要でございますが、先ほど触れたこともございます。表記のとおりでございます。ご参照いただければ幸いです。

4番、運営手法・事業内容でございます。本施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を取り、また、(1)から(4)でございますが、環境の保全に関する学習の推進、また、環境の保全に関する情報の収集・提供、また、環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成・支援、そして、施設および設備の使用に関することなどを行ってまいるのでございます。

まず、(1)の環境の保全に関する学習の推進でございます。恐れ入りますが、A4のカラー刷りのペーパーの右下のほうに①と書いてございます。こちらのペーパーの中段のほう、ちょっとご覧いただければ幸いです。A3でございます。失礼いたしました。

本施設は、計画当初より環境を体感して学ぶ施設といたしまして位置づけた背景から、こちらの内容につきましては、本施設の中核的な事業として展開をしていくものでございます。学習を推進することには当たりましては、学びの裾野、様々な環境に対するアプローチがございますが、こういったものを広げ、効果的に学習の推進ができるよう、様々な工夫を凝らして進めてまいったところでございます。例えば環境学習講座などのイベントや体験型の展示、学校の授業・活動、アウトリーチ型の出前授業など、実施を想定して入れてございます。そうしたことから、この中段に書き表しているとおりで、各種イベントの開催、環境学習の展示など、こういったものを進めてまいるものでございます。

(2) 環境の保全に関する情報の収集・提供でございます。こちらにつきましては、恐れ入りますが、同じくA3判カラー刷りの2枚目、左上のところをご覧いただきたいと思っております。

具体的には施設内の掲示板、またホームページ、それからSNSに加えまして、検索連動型・能動型発信のリスティング広告などを効果的に用いまして、情報提供、また、地域と連携した企画、また、ZEBの理解促進に向けた情報などを実施してまいるところでございます。

次に、(3)の環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成・支援でございます。本施設の開設を機に、環境保全活動を行う団体・個人と施設をご活用いただくボランティアの登録制度を新設してまいります。環境保全活動を行う団体・個人に関しましては、例えば貸室の無料の利用や優先の予約、また、活動の場を提供することなどで支援を行ってまいるところでございます。また、施設ボランティアでございますが、これから募集を行いまして、施設運営などに関わっていただくことを通じまして、主体的に取り組んでいただく人材の育成を図ってまいるものでございます。

次に、5番の施設構成および利用時間・休館日でございます。恐れ入りますが、現在の②の中段に平面図がございますので、こちらをご覧になりながらご説明をさせていただきたいと思っております。また、資料の左下に凡例が示してございます。開館・利用時間など、また、利用を行う施設のところにつきましては、こういった凡例の印がついておりますので、併せてご覧いただければと思っております。

初めに1階でございますが、来館者の出入口につきましては赤い三角印でお示しいたしまして、北側と南側、計2か所から出入りが可能なものになっております。1階の主な機能といたしましては、公園の利用者や地域の方などが、また、様々な年代の方が自由に立ち寄っていただけるような休憩スペース、コミュニティラウンジ、また、南側には乳幼児のお子さんと保護者の方がご利用いただけますキッズスペース、また、開館時間につきましては、ピンク色の着色部分でございますが、午前7時から午後9時半まで、青色のキッズスペースにつきましては午前9時から午後6時ということになっております。午前7時から休憩スペースを開館する理由につきましては、戸越公園の広場におきまして、地域の皆様が早朝からご利用されているということを伺っております。朝の活動のひとつときにぜひ地域の交流の場として、また、環境を捉える場として、こちらの施設をご利用いただきたく、こういった時間設定にしたものでございます。

また、2階でございます。地域交流室とボランティア室で、主に貸室のエリアとなっております。地域交流室は約25人定員となっております、地域の会合、また、サークル活動などにご利用いただけるものでございます。ボランティア室は同じく25人でございますが、先ほどご説明申し上げました環境保全活動団体や個人の方、施設ボランティアとして登録された方がご利用いただけますよう、こういった部屋を運用してまいるものでございます。このフロアの開館時間につきましては、区民の集会所と同様に、朝の9時から夜の9時半となっているものでございます。

3階でございます。主に環境学習の場といたしまして、各種展示と多目的スペースがございます。南

側に位置いたします多目的スペースに関しましては、学校の社会科見学の利用とともに、指定管理者の講座の開催などで活用いたしまして、そういった利用以外のときには貸室としてご利用いただけるようなものでございます。また、多目的スペースにつきましては、中のパーテーションの仕切りによりまして、3つのパターンでご利用ができるものでございます。分割の状況がちょっと平面図に落ちていなくて誠に恐縮でございますが、3分の1、3分の2、3分の3というような区切りに合わせて活用できる仕組みとなっております。青色の各展示室につきましては、午前9時から午後6時までとなっております。貸室につきましては、午前9時から午後9時半までということで共通でございます。

それでは、お手数ですが、先ほどのA4の両面白黒の資料にお戻りいただきまして、施設構成および利用時間・休館日でございます。区分ごとの開館時間、先ほどご説明申し上げましたとおりでございますが、表の右側、休館日につきましては、年末年始、12月29日から翌年の1月3日となっているものでございます。

資料裏面をおめくりいただきまして、貸室でございます。貸室の内容といたしましては、貸室は3部屋となっております、面積、定員などは記載のとおりでございます。

次に施設使用料でございます。区内施設、具体的には文化センターや区民集会所の使用料金を参考にいたしまして、平米単価で計算し、計算の金額と設定したものでございます。設備使用料金の上限額につきましても、区内の同様の施設と同じ設定としているものでございます。

また、(4)の減額・免除規定につきましては、減免に関する方向性といたしましては、本施設が区内の環境保全活動や地域活動を支援する役割を担うという観点から、保全活動の団体・個人の登録されている方、町会・自治会の皆様は免除としていきたいと考えて進めているものでございます。その他のご利用に対する減免は、他の区の施設の設定に準ずるものとして進めているものでございます。

施行日につきましては、令和4年5月1日でございます。

今後のスケジュールでございますが、本定例会におきまして条例の議決をいただいた後、指定管理者の議案につきましては第3回定例会に上程する予定でございます。また、これによりまして、12月より貸室の予約受付を開始し、併せて施設のPRも本格的に行っていく予定でございます。工事でございますが、令和4年2月を竣工予定としております。

条例の内容といたしましては、本施設に行う事業、貸出しを行う各施設の使用料金を定めるとともに、その他管理運営に関する必要な事項を定めるものでございます。本日条例をご審議いただき、議決いたしましたら、その後規則、実際の方々な運用方法など、作業に入っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

ご説明ありがとうございます。戸越公園内にこの環境学習交流施設をつくるということで、住民の皆さんからはいろいろな意見が出ております。なぜ公園の中なのだということで、公園の中につくるということに当たって、利用者の理解が必要だと思うのですが、区の考えを伺いたいと思います。

また、以前に建設委員会で説明された資料、令和元年7月2日の資料のところでは、平面図で遊具スペースの位置が逆だったり、じゃぶじゃぶ池が水遊びスペースとして書かれていたり、ウッドデッキスペースというもの結構広くあるのですが、こうしたところがなくなってしまったのかということと、

あとほかにも変更点があれば伺いたいと思います。

そして、今回この施設、指定管理者制度を活用するということなのですが、なぜそれを活用しようと考えたのか、その理由を伺いたいと思います。区の直営の施設としてもできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

4点の質問をいただいております。

まず、公園内に設置することの区民の方、利用者への理解の促進でございます。まず利用形態の工夫といたしまして、区民の方からこういった声が寄せられておまして、今回これを設置するに当たりまして、CO₂の排出など温暖化対策の声も高まったという点もある、また、緑の大切さを今以上に皆さんにご理解いただく必要もある、また、そういった講座を開くことによりまして、そういった促進も必要という点から、緑豊かな公園内について設置を進めさせていただくという点で、今後周知を広めてまいりたいと思っておりますとともに、そういった緑に関すること、CO₂に関することを積極的に皆様に、講座などを通じまして広めてまいりたいという考えでございます。

2点目の遊具でございます。まず配置、それからじゃぶじゃぶ池でございますが、じゃぶじゃぶ池につきましては、当初こういったものを全国的な遊具の優先度などから、まずはこういったものをということで提案させていただいたところでございます。その後、公園をご利用の皆様に対しまして、計2日間、83件だったと思いますが、直接的にお子様をお連れになられたお母様にインタビュー、ヒアリングをしてみました。その際なのですが、まずは1つ目の理由、優先順位として1年を通じて利用できることということで、じゃぶじゃぶ池につきましては冬季などが利用できないこととともに、やはりこちらのほうの要望が高かった点が、砂場と、それから滑り台というところがございまして、現状のニーズに即してという点と、それに伴って配置を変更したというようなどころでございます。

それから指定管理者の点でございます。本件につきましては、全国いろいろなところで、近隣区でも環境に関する、こういった施設がいろいろとできているところではございます。こういった活動をしていく中で、やはりCO₂の削減など専門的な分野、また実績が非常に必要な分野でございます。こういったところを鑑みまして、こういった力を有効に使いながら、区民の皆様にもまた環境の活動をしっかり広げるために、指定管理者制度を用いたというものでございます。

○のだて委員

変更点については、遊具とじゃぶじゃぶ池以外にはないということでもいいのかというところを確認させていただきます。

○河内環境課長

あとは細かい点で何点かございます。まず全体的に温室効果化ガスの対応など、CO₂排出に向けてEVなどの普及促進も世の中では大変時流として起こっていることから、急速充電器の設置につきまして変更といたしました。

また、福祉関係のことですけれども、トイレの中のユニバーサルベッドなど、そういった障害者の方への対応につきまして、転回スペースなどを見つめ直したという点が大きな変更点でございます。

○のだて委員

この住民の声のところ、環境問題の意識が高まったので、緑豊かな公園内ということなのですが、そこにやはり疑問の声が上がっていて、緑があるところを緑をなくしてつくるということですので、そこはしっかりと受け止めていただいて、住民の皆さんに説明をしていただきたいと思います。

ますが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

周辺環境などの配慮、いろいろな面で進めているところでございますが、理解促進へ向けまして、しっかりと周知をしていきたいというふうに考えております。

○のだて委員

しっかりと説明をしていただきたいと思いますし、あとこの施設はやはり公園内ということで、公園の雰囲気を変えないように、なじむようにしていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○西本委員

すみません、幾つか確認をさせてください。そもそも論から入りたいのですけれども、この環境学習交流施設というものは、いつ頃どのような観点で出てきたものなのかをまず確認したいのです。というのは、国を挙げて環境ということに取り組んでいるのは分かるのですが、根拠のようなものがあるのかどうか、今回条例なので、その条例の上位の条例が何かあって、それで品川区の位置づけというものはどのような位置づけで進めようとしているのか教えてください。

○河内環境課長

この施設のそもそもの出発点や観点などのご質問でございます。まず先ほどご説明したとおりで、今回のこの施設の大きな目的といたしまして、温室効果ガスの排出などの抑制についてという点もございまして、さらに今まで品川区といたしまして、主に周知、啓発などでいろいろな活動を行ってまいりましたが、他区の状況などを見ておりますと、やはり人と人、団体と団体の交流につきまして積極的に介入していきませんと、環境団体というものが非常に少人数の団体が多いものですから、例えばその団体の中で、私はPRが得意、私は財務が得意など、そういったものを持ち寄りながら、そのグループが特性に応じて活動がしっかりでき、さらにご家庭のほうに対しましても、この先10年で大人になる、例えば小学校4年生などの方に、家庭でのCO₂の削減のタイミングやチャンス、たくさんありますけれども、そういったものをくまなくご周知させていただくことによりまして、全体のCO₂削減に向けて、また環境浄化に向けてやっていきたいというところから、こういった実際的にリアルに交流される施設についての建設が計画されたというようなところでございます。

なお、上位ではございませんが、品川区環境基本計画の中に、こういった区民、団体、事業者に対する役割をしっかりと果たすということの一文がございまして、そういったことを全うする意味でも、このような施設をきちんと利用しながら広げてまいりたいという思いの中で、これが計画されたものでございます。

○西本委員

この環境というテーマにしたときに、品川区も環境に関してはいろいろやっておられるのですが、啓発という意味でいうと、非常に難しいということがあると思うのです。ですから、もうこの施設、要はそのような施設をつくることよっての効果ということを期待できるものの、非常に難しいだろうと思っています。

1つはレポートです。先ほども年間を通してということを経験の方のご意見もあったということですから、ではレポートできないといけないということがあるので、それと目的がいろいろあると思うのです。教育という点もあると思うのですけれども、これから学校、それから学校だけではなくて、幼稚園、

保育園、就学前というものをひっくるめた形でのいろいろな考え方もあるでしょうし、またはもう少し広げて中高生という層もあると思うのです。その辺、どのように今後進められていくのかということと、もう一つは、せっかく指定管理者制度を使うので、割と自由に管理者の発想に期待したいと思っているのです。この周りというのは食がないのです。食べ物がない。これを見ても、あまり食に関してはつながりがないのです、見てみると。でも一番リピートなどができる場所というのは、おいしいものを食べたり、エコに関することですが、そのような食のテーマというものは1つ必要なのではないかと。そうすると、企業とのコラボレーションができないと難しいし、逆にコラボレーションできたらうまくいくなというところがあるので、その辺の考え方もお聞きしたいと思います。

○河内環境課長

教育に関しまして、まず教育で伝達される先、層でございますが、まず小学生におきましては、小学校中学年で迎えます社会科見学の中でこちらの施設を体験していただきながら、環境に関することにつきまして、当館、この設置される館と、それから学校に戻られまして、その授業の中で振り返り、自分で考えるというようなことを進める予定でございます。

それから近隣に児童センターがございまして、ティーンズ世代の方もいらっしゃる館とお聞きしております。そういったところをタイアップいたしまして、環境館のほうにぜひいらっしゃるいただきまして、環境に関する関心をという点で、そういった方を、口コミでも何でも構わないと思っていますのですが、ぶらりと来ていただき環境に関心を持つ、その人から人にまたつながっていくというようなところを期待しながら進めてまいりたいと思っております。

それから食に関することと共通項でございますが、特に公園内にお子様をお連れになられたお母様がたくさんいらっしゃる状況でございます。そういった方がぶらり休憩をしつつも、友達ができ、環境についてひとときを過ごせるような形で、コミュニティラウンジなどを設けました。その際に、食についてなのですが、もちろん環境講座の中でフードドライブなども積極的に取り上げる予定でおりますけれども、近隣の方にケータリングなどを活用しながら、環境に提案するような食とともに、中でやはり楽しんでいただけたところもありませんとリピートというところではなかなか薄くなりますので、そういった面でも地域の方にぜひご愛着いただけるような工夫を重ねながら、こちらの施設を運営してまいりたいという考えで、今進めているところでございます。

○西本委員

まず教育に関していうと、年齢によってテーマが違おうと思うのです。ですから、やはり環境課の中でどのようなテーマを持って、年齢に合った形での啓発ができるかと。これは教育委員会と話をしていたほうが良いと思うのです。1年生の場合と6年生の場合、中学生になると違うという、それぞれのテーマがあると思うので、そこをうまくやれば、また1年生のときにはこのようなテーマで、2年生のときはこのようなテーマでということで、継続的に啓発が子どもたちにできるかと思うので、その辺の考え方と、それから食の件については、ぜひ農業とつなげていただきたいのです。自分たちで作るとか、菜園などもあるのでありますが、ものを作っていくということもエコにつながってくると思うので、だから農業と何か協力して、例えばほかの地域の農産物と、それから品川区が協力して防災協定を組んだり、何か協定を組んでいるところがありますよね。山北町などもありますけれども、そのようなところとの協力を得ながら、食に対しての環境も含めて広げられたら、割と興味があつて、今の特産物、今のなのでしょうか、旬の食べ物やどここのものですよとなってくると、意外と周りの人たちは、あそこに行くとおいしいものが買えるとか、だから物販もぜひ考えていただきたいのです。また、いろい

ろなキャラクター、品川区の中であると思うので、そのキャラクターを環境と一緒に何かできるような状況をつくるとか、あとは何でしょう、食に対してそこで何か販売できるなどという、そのような物販などをすると、結構皆さん興味を持ってくれるのかなと思うので、ぜひ開発してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○河内環境課長

まず教育で、各学年層に合わせたという点でございます。現在、実を申しますと、あと10年で大人になる3年生、4年生をターゲットに、2分の1成人式を迎えたお子様方が、ちょうど家電品といたすのが大体10年に一度買換えチャンスを迎えるというような統計データもございまして、そのときがやはり省エネ型に切り替える大きなチャンスとも言われております。そういったことから、3年生、4年生をターゲットにと今考えているところではございますが、やはり年齢層に合わせて、難易度や、それから習得事項につきまして、より一層深めて今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから農業でございまして、菜園ももちろんございまして、そういった講座をやる予定ではございますけれども、現在大きなところを占めておりますのが、やはりフードドライブ、先ほど触れたところはありますが、食品ロスの点です。CO₂の観点からいいますと、それを生み育て、運び、それから廃棄につきましても、莫大なエネルギーを使っているところもありますので、やはり命を支える食を無駄にすることはならないという点からも、そういった食の講座をたくさん行いたいというふうに考えてはおります。その中で農業の知識と言うまでのことではないのですけれども、このように苦勞をして育てて作っているのだという点は触れる予定ではございますが、実態の農業体験でいいますとスペースに限りがございますので、工夫をしながら検討を重ねていければと思っております。

物販につきましても、今後の研究材料とさせていただきますながら、そういったアプローチもあろうかというところで、今後検討させていただければという考えでおります。

○西本委員

意見なのですけれども、いろいろありがとうございます。環境啓発というものは非常に難しいと、私はずっと関わってきて思うのです。だけれども、地球レベルでいうとこれから非常に大切なテーマになって、SDGsなども含めると、そこにはかなりの重みが出てくると思うのです。ですから、指定管理者制度を導入することなのだけれども、広い考え方というか、広い発想の方々をお願いしたいと思います。割と今までの固定観念にとらわれるのではなくて、もう少しあれをやってみよう、これをやってみようと、環境となるいろいろなところでの協力体制などが広がってくるので、それが考えられる。また区ほうも、そこはあまりやってはいけないなどではなくて、自由にやってもらうという余裕をもった形での指定管理者を決めていただければありがたいと思っておりますので、ぜひリピーターということで、継続できるようにお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかに。

○本多委員

条例では品川区立環境学習交流施設ということなのですが、愛称や通称など、その辺を教えてください。

それともう1点なのですが、環境施設なので、やはり環境に配慮した施設であるべきだと思うのです。CO₂を削減するお手本になるような施設であるべきだと思うので、その着眼点から、空調がどのよう

になっているのか、何か工夫などを施してあるのか、その点を教えてください。

○河内環境課長

まず、空調の件から先にお答えさせていただきたいと思います。

まずお手本となるべきというところで、この施設につきましては、ネット・ゼロ・エネルギービル、ZEBの認証を受けておりまして、一次エネルギーに対する削減率が85%ということで、大変な高みに達しているところでございます。特に空調に関していいますと、現在100m級の井戸を計6本地中に掘っておりまして、そこに熱交換器を埋め込みます。ご存じのとおり、地中につきましては、昔、井戸水でスイカを冷やしたなどという生活の知恵もあったぐらいで、大体一定温度、15℃程度に保たれているというところがございます。そういった熱を利用いたしまして、空調の冷媒を、例えば夏ですと冷やす効果、冬ですと温める効果で、35℃程度あったものが15℃ですと、出るときに20℃程度の温度差が生まれまして、これは莫大なエネルギーを消費するものを防げる効果がございます。そういった工夫を重ねながら、空調に対するエネルギーの削減を図っているところが大きな特徴となっております。その他、電気につきましては、太陽光パネルなどにつきましてきちんと発電しながらというところで、トータルで85%を達成というところでございます。

それから愛称の件でございます。こちらにつきましては、さきに区民の方に公募をかけたところでございます。トータルで220件のご応募をいただきまして、現在その愛称の決定に向けて進めているところではございますが、8月の発表に向けまして、その前に議会のほうにご報告させていただきながら、進めてまいりたいというところで、現在進行中のところでございます。愛称につきましては、この条例がきちんと決まって、正式名称が決まった後の発表という段取りで計画を考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

○本多委員

分かりました。もう1点質問いたします。

環境学習のところで、体験型を進めていくのは分かります。その中で品川独自の環境といいますか、品川の風土をどこまで意識して取り組むのかという点を聞きたいのですが、以前品川でホテルを育てようという働きかけなどがあったのですけれども、なかなか品川の風土では難しいということでありました。当然この先、品川でもホテルが生息できるようなことを望むのですが、ただ現状では難しいという、環境の観点から難しいという、今までのそういったことがあったのですけれども、品川の風土を活かした、何かそのような体験ができるのか、その辺の考え方、それから西本委員から先ほどあった話がすごいなと思って聞かせていただきました。体験するのに農作物を耕す、それと同じような考えで、品川の風土というものをどこまで活かせるのかと、その点を教えてください。

○河内環境課長

体験等の質問ありがとうございます。品川の風土に適したもの、あるいは活かしたという点でございますが、まず品川でございますけれども、ご案内のとおり、大都市圏に属している中での自然環境や、環境に対する答えをいろいろ出していく必要があるかというふうに認識しております。その中で貴重な緑などが残っておりますので、周辺の環境を活かした体験学習など、この表記のとおり公園内のものを活かしながら、なおかつこういったCGなども使いまして、こういった行動をすればこういった動物がここの環境の中でも生きていけるのだというようなところの教育的なものを、併せてコンテンツとして進めてまいりたいというふうに考えております。家庭菜園などでは、いろいろそういった体験をできるのですが、残念ながら生き物に関しましては、実際に育成というのは変ですけれども、飼育することは

非常に困難と聞いておりまして、アイデアとしては今のところ出ているのですが、なかなかいろいろ諸設備など、それから専門員がいないと困難かなというところで、今後の検討課題といたしまして、しかし鋭意取り組ませていただきたいと思いますというところで、そういったところも膨らませながら、我がまち品川につきまして、しっかり学びながらの環境学習の効果を上げてまいりたいというふうに考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

多くの方に、すばらしい施設にさせていただいて、利用していただきたいという思いから質問させていただきたいのですが、まず指定管理者制度ということで、この指定管理者については、特にソフト面で様々な工夫を凝らしたプログラムをぜひやっていただける、皆さんがたくさん来ていただけるような、そういったものを期待したいと思っております。中でも、特にSDGsと。これまでもうちの会派ではこれを訴えてまいりましたけれども、この観点、今の資料を見ても取り入れていらっしゃるということは十分確認できますが、改めて、このSDGsという理念に沿ったいろいろなプログラムというのですか、そういったものをしっかりと進めていただきたいなど。そういう意味での、このSDGsとの協働というのか、連携、こういったことについて、本当に品川区での象徴的な施設というふうにも期待をしたいと思っておりますので、今後SDGsということはこの環境館の中でどのように位置づけ、運営をしていくのかということでの見解を最初にお伺いしたいと思います。

○河内環境課長

SDGsとプログラムの件でございます。現在、お子さんたちを中心にSDGsの学習が大変広がっているところもございます。そうしたことから、今回私どものコンテンツの中では、これがどこに当たるのかなども併記しながら進めるという点を非常に注意しながら進めているところでございます。

なお、現在進めているプログラムでございますが、こういった世界的な取組をなぞらえながらも、我がまち品川の中でこのような点が大事だという点を併せまして、これがSDGsのここに当たるのだというように進めるということで、現在やっているところでございます。

○塚本委員

ぜひ指定管理者を選定するに当たって、そういった観点を十分に考慮しながら進めていただきたいと思います。

あと少し細かい点なのですが、まずこの利用料、最初に駐輪場です。たくさんの方に来ていただくには交通手段ということで、駐輪場が、またこれが十分でない、近隣へのご迷惑ということが発生する大きな原因になるので、その台数どれぐらいかと、その台数はどのような根拠でその台数とされたのかというところで確認させてください。

○河内環境課長

駐輪場でございます。現在設定されているのが、40台収納可能というところでございます。現在の環境講座や来場者の最大人数までは及びませんが、おおむねの来場人数が、瞬間的に、時間ごとにきちんと対応できる台数というところを見込みながら、限られたスペースの中で効率的という点をいろいろ考慮して、40台という台数を設定したものでございます。

○塚本委員

40台で、これだと経験値的に大丈夫だということなのですか。いろいろな区有施設、地域セン

ターなどのところで経験値的に、これぐらいあれば、まずはあふれて近隣に何か駐輪被害が出るとい
うようなことは起こらないというようなことの裏づけがあるものなのかということで、もう一步踏み込
んで確認させていただきたいと思います。

○河内環境課長

他の施設の利用実態との比較でございますが、利用形態や内容などが少し違っている点もあろうかと
は思っておりますけれども、今後利用実態が増えるか減るかなど傾向をとらえまして、近隣の駐輪場の
協力などといったものも考慮しながら進めたいというふうに考えてはございます。反面、敷地もあまり
余裕があるものではない、延べ床も約1,900㎡というところでございます、最大限これを頑張っ
たというところもございまして、40台確保したという点が実際的なところでございます。今後不足を
生じないように、運用なども併せていろいろ進めてまいりたいというふうにと考えているところでござ
います。

○塚本委員

よろしくお願ひしたいと思います。

あと利用料のことについてなのですが、減免・免除規定ということで、これは規則で今後定め
ていくという中で、活動を支援する環境保全活動団体・個人、町会・自治会、これは免除というよ
うなことで、こういった免除というものの導入というのは、品川区の区有施設に他の例、どのようなもの
があったのか、もしくは、私も不勉強で申し訳ないのですが、初めての試みのようなことなのか、この免
除ということについての区内の区有施設の現状と、これから規則で定めるということなので、今、現代
階で答えられることは限られているかと思っておりますけれども、もう少し詳しくするとどのような活動、環
境保全活動や地域活動というところをどのぐらいのレベル感で捉えているのかということをおし教え
ていただければと思います。

○河内環境課長

利用料についてのご質問でございます。まず免除の実態でございますが、例えば社会登録団体でござ
いますとか、他の施設でもこういった免除規定を有効に活用しながら団体の活動支援を行っているところ
でございます。当施設におきましても、先ほど申し上げましたとおり、環境団体や、それから環境に
対する個人など、発掘、支援、育成など行うというところの位置づけの施設でございますので、そう
いった団体は主に、やはり活動資金的にも乏しく、また予約などもなかなかできかねる、難しい状況で
あると聞いております。そのようなところの需要を受け、お応えするために、こういった規定の中で運
用したいというところでございます。

それから活動のレベル感でございますが、これは年度、年度で発達していく段階だと思っております。
年度当初は、例えば環境団体につきましては20団体程度行いたいと思っております、これは他区などの事
例を見ますと、長年やっても30団体いくかいかないかというところではあるのですが、中には人
数の多い少ないだとか、中で取り扱うテーマなどにつきまして広い狭いなどありますが、そういったと
ころの団体がまずはそろえていきながら、先ほど申し上げました団体間や個人の化学反応を見ながら、
そういったものを広げていくといったところのレベル感で思っております。それがだんだん広がってま
いりますと、またより高いレベル感を持ちまして、そういった免除規定などの運用をしていきたいと
思っています。経済的にきちんと実力がつき、社会的に負担できる段階になりましたらば、そういった
ものも視野に入れるべきとは思いますが、他区もいろいろ拝見させていただいたのですが、なか
なかそこまで力強くという点では、企業のCSR部門、サステナビリティ部門などは、企業活動の一環

ですから資金が結構潤沢にあるのですが、こういったところはない中で、いかに区民の皆様、団体の皆様に我が区品川のこういった環境の保全に向けて努力していただくかというところで、こういったところで当面バックアップをしっかりとやっていきたいというような考えでございます。

○塚本委員

なるべく幅広くというか、ハードルを下げて、最初はやはりスタートしていくということなので、それはぜひお願いしたいと思います。

最後にちょっと支払い、利用料の支払いなのですが、支払いの手段です。いわゆるキャッシュレスというものが今出回りつつある、もちろん現金支払いを否定するわけではないのですが、キャッシュレス等の対応、ぜひ電子決済等を行っていきけるようにいうことも、最後に1つ確認させていただきたいと思います。

○河内環境課長

まず、キャッシュレスの件でございます。現状でございますが、現在、現金取扱いということからスタートしていく。これは理由がございまして、やはり主に公園内の利用者の方、あるいは利用者の方が非常に現金の操作、キャッシュレスの部分になかなかご存じない方も多いというようなところも踏まえまして、まずは現金からスタートしていきますが、そういった需要の高まりなどを受けまして、きちんとそういったものの整備を視野に、今後も運営を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○この委員長

ほかによろしいですか。

○芹澤委員

4点ほど伺いたいのですが、1点目、これは単純な話で、エレベーターというものは、ごめんなさい、図面のどこにあるのでしょうかということが1点と、あとこの施設がZEBというお話だったと思うのですが、Nearly ZEBなどではなくて、ZEBで50%削減、85%の数字が先ほど出てきたと思うのですが、ちょっとその辺の削減がどれぐらいで、エネルギーの創出がどれぐらいでということをお話いただければと思います。

あと先ほど西本委員からも発言があったところで、ターゲットを広げていただきたいということがあって、児童センターなど、下の世代にはということも答弁があったと思うのですが、以前私もご提案した、都立高校などが品川区にもあると思うのです。やはり自我が確立されて、環境意識というものがどんどん高まっていく中でも引き続きアプローチをしていただきたいと思っております、特に区内の都立高校などとの連携というものができていらっしゃるのか。

あと常設展示の中で、どれぐらいのスパンで新しく、ずっと同じものではないかと思うのですが、どれぐらいの頻度で改善というか、改良されて展示をしていく予定なのかをお聞かせください。

あとごめんなさい、もう1点。先ほどから他区の環境の施設というものがいろいろお話の中で出てきたと思うのですが、周辺の自治体、この23区の中で環境に特化した、このような施設というものはどれぐらいあるのでしょうか。お願いします。

○河内環境課長

まず、1点目のエレベーターでございます。平面図をちょっとご覧いただきたいと思っております。ちょうど、何というのですか、縦軸でいうと真ん中辺りで右の端にあります、四角いボックスが見えるかと思っております。これは1階、2階、3階に通じてあると思っておりますけれども、これを利用していただきまして、特に身体障害の方などのご利用に際しまして、これを利用していただくというような想定でございます。

それからZEBでございます。ZEBに関しまして、まず当館の位置づけでございますが、Nearly ZEBというものでございます。一次エネルギーを100%使わない、いわゆる実質的にエネルギーを使わない100%のものがZEBでございますが、それに準ずるものとして一次エネルギーの75%以上が削減になりますと、Nearly ZEBということになります。そのほかZEBには段階がございますが、その下になりますとほぼ省エネで、新エネについてなかなか困難だということで、当区の当館の特に特徴でございますけれども、大都市圏にありながら省エネ率が54%で、トータル85%になっているというところが大きな特徴となっているところでございます。

それからターゲットを広げてというところでございます。特に、何と申しましょうか、各世代の方にいろいろな投げかけをしながらということを考えてはおりますが、特に都立高校などのアプローチなのですが、現在大崎高校と、まずはボランティアを通じてお手伝いいただきながらも、環境学習のコンテンツなどについてご助言いただくような取組の中でご参画いただいております。それをきっかけといたしまして、ほかの学校や同大崎高校など、取組を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

それから常設展示のスパンでございますが、現在効果との見合いの中でこれを計画していきたいと思っております。中に時間軸などで年間3万人程度の来場者を見込むということで計画をスタートしておりますが、何周回ってどの程度かというあたりをヒアリングを通じて、次のステップに移ったなという点と、費用対効果の点できちんとこれがなされたかなという点などを踏まえまして、今後のこういった更新計画に向かって進んでいきたいと思っております。

それから他区的环境施設でございます。数についてはすみません、全て把握しているわけではございませんので、失礼いたしました。近隣区の有名な、要するにエコ関係でございますが、有名なところで、特に私どもとスペース感が似ているところでございますけれども、港区のエコプラザ、目黒区エコプラザ、江東区のえこつくる東京、また、これかなり老舗でございますが、板橋区のエコポリスセンターなど、こういったところが私どもとスケール感などが非常に似通っているとともに、展示物や啓発、方向性などが似通っているというところもございまして、参考にしながら進めたところでございます。

○大沢副委員長

簡潔に。一番の事業である展示物についてですけれども、これは丹青社ということで記憶をしておりますが、この丹青社について、担当としてどのような認識を持ち、どのような評価をされて、ここへ導入をされたのかを聞かせてください。

○河内環境課長

丹青社の認識でございます。こちらにつきましては、こういった展示関係を非常に手がけておまして、地方でございますが、鹿児島などの公共の施設におきまして、自治体が直接運営したものを改修などしたところ、こういったコンテンツが関わって、非常に収益率や利用者率が上がったというような点を評価するとともに、今の子どもたちの感性などにやはり合う内容というようところで、非常に環境というものは地道な分野でございまして、見せ方も様々ございます。やはりそうはいいながらも、特にこれからの未来を担う若い方にどのように気持ちの中に残しながらも、未来に向かってというところを残すためには、こういった取組も必要かというところを評価いたしまして、丹青社として進めたという経緯でございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたしたいと思います。

それでは、自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

はい。自民党、賛成します。

○塚本委員

賛成です。

○大沢副委員長

自・無、賛成です。

○のだて委員

賛成です。近隣住民にしっかりと話をし、理解してもらうように力を尽くしていただきたいと思いをします。

○西本委員

はい、賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第43号議案、品川区立環境学習交流施設条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第36号議案 令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）

○こんの委員長

次に、(2)第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは私からは、第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（建設委員会所管分）1件について、お手元の資料になりますが、補正予算説明書に基づき、まずは私のほうからは基本事項についてを説明させていただき、その後、具体的な内容については所管の環境課長よりご説明させていただきます。

それでは補正予算の説明資料、16ページをご覧ください。

16ページ下段、第4款衛生費、2項環境費、1目環境対策費は、764万5,000円を追加し、19億5,000万1,000円とするものであります。

右側、17ページの説明欄をご覧ください、環境保全事業、環境指導相談費、環境指導用機器を購入するものでございます。

次に、この環境費の歳出分に合わせた補正額の財源、歳入についてでございますが、資料のほうお戻

りいただきまして、10ページ、11ページをご覧いただき、一番下の下段をご覧いただけますでしょうか。

第14款都支出金、2項都補助金、3目衛生費補助金、12節アスベスト総合対策事業補助金について、環境指導相談費に充当するものとして、補助率10分の10の764万5,000円の増額でございます。

私からの説明は以上ですが、引き続き環境課長よりご説明させていただきます。

○河内環境課長

それでは私より、その内容についてご説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、A4判の資料にお目通しさせていただきたいと思っております。

最初に背景・目的でございますが、大気汚染防止法と申します法律がございまして、アスベストにつきましての規定がございます。従前でありまして、石綿につきましては吹きつけや、それから断熱に使われました石綿が規定されておりましたが、今回石綿含有建材といいまして、例えばけい酸カルシウム板など、そういったアスベストを含むというような建材がこちらの中に追加されておまして、全ての建築物の解体や改修につきまして、届出が義務づけられることとなったものでございます。この届出に際しまして、そういった含有建材に当たっているか当たっていないかとか、どの程度危険なものなのかというようなところを判別する必要があるというところなのですが、現在はこういった専門業者に分析を委託しておまして、そういったところが2週間程度のタイムラグもあたりなど、そういった現場の進行上も非常に効率的ではない部分もございます。

一方で、今回この本機械、アスベストアナライザーでございますが、ハンディータイプの機械でございます。近赤外線を使用いたしました分析装置でございます。直接検体に当てて、要は今回コロナで体温計を額に当てるようなところがありましたが、そういった感覚で使っていただけますと、カラーモニターのほうに石綿の種類や、それから濃度などが即時表示されるというものでございます。なお、塗装されている面がありますと、検出できない特性があるのですが、ガラス瓶や袋入りなど、そういったものでも測定可能なものでございますので、特に私どもの職員が確認のためにそういったところに行ったときに、アスベストを検体の処理とって取ったりなど、そういった危険性の軽減からも非常に有効な機械というふうに認識しております。東京都のほうで今回補助金を用いまして、市区にこういったものをとすることで声もかかったところで、10分の10の補助を効果的に活用しながら、大気汚染防止法、あるいはアスベストの区民への危険防止をしっかりと進めていきたいということで、今回申請したものでございます。

ご審議よろしくお願いたします。

○このんの委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります前に、委員の皆様をお願い申し上げます。本件は建設委員会所管分の歳出についての審査でありますので、質疑に際しましては、当委員会所管分外の内容になることがないように、くれぐれもご留意いただきたいと思います。お願いたします。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

このアナライザーですけれども、台数と、誰がどのタイミングで、あとは貸出しをするのか、使い方もよく分からないのですが、お願いたします。

○河内環境課長

台数でございますが、1台でございます。誰が操作するかという点でございますが、私ども環境課の対応する職員のほうでこちらのほうを操作し、即時分析というような対応をする予定でございます。区民への貸出しの予定はございません。

○西本委員

区の職員ということなのですが、いつ、どのような条件のときに使うのか、それとも常にこのようなことというのはあるのですか。タイミングというか、あとは、例えばこのエリアは見ましようとか、何かそのような計画があって使うということなのか、どのような条件なのでしょう。

○河内環境課長

使うタイミングでございますが、改修あるいは解体する事業者の方から、この現場につきましては疑わしいが、例えばアスベストはないと断言してくることもございます。それで対策上、その現場のほうで判定する必要もある点と、それから石綿につきまして、どの程度の危険認識度があるのかという点をやはり現場で確認する必要がございますので、こういったものを効果的に使いながらという点で、現場確認をしながら防塵処理などをしっかり行うための一助として使いたいといったところでございます。

○西本委員

どのようなきっかけ、例えば建築確認か何かあって、そこで解体も含めて申請があるということで、そこでリンクするのか、それとも業者の方々が何かありそうですなどというものがあって、それで申込みがあって、職員の人が行って確認して、それで指導するという形なのか。

○河内環境課長

2種類ございまして、1つは相談にお見えになれる事業者の方です。入っているか入っていないのかよく分からないという点はあるのだが、分析に出す出さないも含めて、分からないので調べてほしいと。特に中小事業者にとりましては、なかなかそういった分析もハードル高いものですから、そういったところのアドバイスも含めてやるという点と、それから、事業者の方で解体や改修をご予定されている方が、直接窓口にお見えになります。そういったところの現場をきっかけにして、こういったものを使っていくというようなところでございます。

○このんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

賛成します。

○塚本委員

賛成です。

○大沢副委員長

賛成です。

○のだて委員

必要なものだと思いますので、賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こんの委員長

それでは、これより第36号議案、令和3年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

3 報告事項

専決処分の報告について（報告第15号）

○こんの委員長

次に、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、予定表の3、報告事項を聴取いたします。

専決処分の報告について（報告第15号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○品川品川区清掃事務所長

それでは、報告第15号につきまして、ご報告させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、清掃車運行中に起きた小型貨物自動車への追突事故に伴う和解および損害賠償額の決定について、令和3年5月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

事故の概要でございます。令和3年3月11日、品川区清掃事務所の職員が運転する清掃車が、品川区西五反田8丁目4番先の路上で、前方の安全確認を怠り、停車していた小型貨物自動車に追突したものでございます。この事故で小型貨物自動車の運転手が頸椎捻挫等を負い、同車のテールゲート等を破損したものでございます。

本事故は区に過失がありまして、運転者の修理費および治療費として、22万9,380円の損害賠償をしたものでございます。

なお、相手方につきましては、お手元の書面に記載のとおりでございます。

今後、このような事故がないよう、一層緊張感を持ち、車両の安全運行について徹底指導をしてまいります。申し訳ございませんでした。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回の事故が前方の不注意ということでしたので、今までは後方などというところだったと思うのですが、ちょっと一段安全性をさらに重視していただかなければいけないと思います。この事故が起こった原因を分析して、再発防止に力を尽くしていただきたいと思います。その原因と再発防止につ

いて伺いたいと思います。

○品川品川区清掃事務所長

事故でございますが、大崎の五反田方面へ右折する交差点の1つ前の交差点部分での事故でございます。正面の事故ということでございますが、運転手のほうが1つ先の信号の右折、そこに気を取られてしまって、前方の車両のほう見ることができなく、そのときに追突したというものでございます。

今後、このような事故を検証しまして、再発防止に向けて指導徹底のほう行っていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(2) 令和3年陳情第21号 区民住宅の住替えに関する陳情

○こんの委員長

次に、予定表の2、請願・陳情審査を行います。

初めに、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、(2)令和3年陳情第21号、区民住宅の住替えに関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

それでは、区民住宅住替えに関する陳情についてご説明させていただきます。

ご説明の前に、お手数ですが、1か所訂正をお願いいたします。1のタイトルのところですが、冒頭の「品川区」と「区民住宅」の間に「立つ」という字、品川区立の立という字が欠けております。1字入れていただき、「品川区立区民住宅」に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明のほう始めさせていただきます。資料の1に記載のとおり、品川区立区民住宅における住替え実施に関する要綱には、第4条に住宅変更ができる要件として、第1項には、子の誕生等の理由により世帯員数が増加したため、使用住宅より広い他の区民住宅に入居することを希望するとき、第2項には、同居者の死亡、配偶者との離婚、子の独立等により世帯員の数が減少したため、使用住宅より狭い他の区民住宅に入居を希望するとき、第3項には、既存使用者または同居者が加齢し、病気にかかり、身体障害者手帳の交付を受け、身体機能上の制限を受けることになったため、当該制限が緩和されることが見込まれる他の区民住宅に入居することを希望するとき、以上の3点が定められておりまして、当該陳情者はいずれにも該当しないと考えてございます。

また、資料の2のとおり、現在の区民住宅への申込資格は、所得制限など6点ございまして、そのうち1点が現に住宅に困っていることとなっております。困っていることに該当するケースでございますが、1点目が申込者本人または同居親族内に持家を所有していないこと、2点目が区民住宅・都民住宅などの特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された住宅に住んでいない方となっ

てございます。

この法律は、資料の3に記載のとおり、第1条に目的として、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することと規定され、当該陳情者のお住まいの区民住宅は、この法律にのっとり居住環境が良好な賃貸住宅と考えてございます。当該陳情者のお住まいの居宅は、世帯員が2人から5人と設定されておりまして、その範囲内で適正に管理運営されており、現に住宅に困っていることには該当しないと考えてございます。

今後も区民の方々のお声やご要望を聞きながら、適切に制度の見直しを行ってまいります。

○この委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回申込みができる資格要件ということでご説明いただきましたが、今回、このお子さんお二人が大きくなって部屋が手狭になってきたということで、暮らしていくということで住替えをしたいという要望が出てきたものです。こうした要望が出てきた下で、柔軟な対応が必要なのではないかと思いますので、申し込めない理由は何か伺いたいと思います。

あと要綱の中に、通常の住替えというのですか、住宅変更というものと住宅交換ということが書かれておりまして、住宅交換であれば双方の合意が必要ですがけれども、住宅交換して住替えできるということがあるわけです。それでそういったことが、ここでもそのようなことにも当てはまってくるのではないかと思いますけれども、この住宅交換ならこういった事例は多分できると思うのですが、住宅変更ではできない理由は何か伺います。

陳情の中に、このままだと区外への引っ越しも検討せざるを得ないと記載されておりますけれども、区はこうした方が区外へ転出をしてもよいと考えているのか伺います。

○竹田住宅課長

まず理由というところでございます。今回入居率の高い人気物件に関して、陳情者のご要望されておりまして、陳情者の現在お住まいの住宅の使用権を保持しながら、他の住宅への抽選を受ける権利を持つということは、抽選を受ける権利だけを持つ方と比べまして、入居の可能性という観点から大変有利であるため、公正を欠く結果となると思います。税金を原資として建てられた建物の性格上からも、今回の法律である特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨にもそぐわないと考えておりますので、今回はこのような住替え要件は限定させていただいているところでございます。

それから交換ということですが、交換には今回は該当しないというふうに考えております。

それから他の自治体への転居ということですが、品川区に長く住み続けていただきたいと考えておりますので、別の形でご支援できればというふうに考えているところでございます。

○のだて委員

住宅交換が該当しないということは、それはまだ相手先が見つかっていないので、まだそのようには進んでいないと思うのですけれども、このような場合でも、お子さんが育って手狭になってきたという理由であっても、住宅交換で合意すればできるということを確認させていただきたいと思います。

それと住み続けたいというところで、ほかのことで対応したいということですが、どのような対応を

されるのか伺います。

○竹田住宅課長

交換でございますが、こちらは他の既存使用者との交換という形ですので、今の陳情者の方よりも広い住宅に現在お住まいの方で狭いところに移転したいという方がいらっしゃれば、そのようなことも可能だと思いますけれども、今回はそのような方がいらっしゃらないということで、難しいというふうに考えてございます。

それから他の自治体というところでございますけれども、基本的に公共住宅の方針というものは、ほかの自治体も似たような、もちろん詳細において違うところはございますが、品川区の公共住宅の考え方としては現在ご説明した内容で進めていきたいと思っております。陳情者の方とは具体的にお話ししながら、どのような支援ができるのかというように考えていきたいと思っております。

○のだて委員

やはりこうした要望が実際に住民から出てきていますので、柔軟な対応をしていくべきだと思います。区はほかの対応でということですが、この住替えも含めて、ぜひ検討していただきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

確認します。ここの場所は、具体的に間取りというものはどのぐらいなのでしょう。間取りです。

それと家賃は、恐らく条件によっては違うのかもしれないのですが、大体どのぐらいなもので、あと品川区の間取りに対しての金額というのは、大体何でしょうか、一般的な話でいいのですが、どのぐらいになっているのでしょうか。

○竹田住宅課長

今回陳情された方の間取りでございますが、2LDKの63.12㎡のお部屋でございます。

それから家賃の考え方ですけれども、周りの民間賃貸住宅を参考にしながら決定することということになっておりまして、一昨年に見直しを行って、一部賃料のほう下げさせていただいたところでございます。

○西本委員

家賃を下げたということですか。それとも、大体似たような、大体幾らぐらいなどと言えますか。大体でいいのですけれども。

それと2LDKなので、63㎡だとすると、大体家族でいうと2から5人、5人はどうなのでしょう。でも品川区の中だと普通なのかなと思うのですが、その辺は一般的にどうなのでしょう。

○竹田住宅課長

2年ほど前に近郊の家賃相場のほうを調査しまして、近郊よりも一部高くなっている部分については、少し下げさせていただいたところでございます。

それから、今回の陳情者がお住まいの区民住宅の場合、2LDKですと大体11万7,800円から14万5,700円ほどになってございます。

○西本委員

相場でいうと少し安めなのかなという感じはするのです。ですから、なかなか高いところに住替えするということが難しいことかもしれませんが、ただ品川区の現状を考えると、そうかなという感じがあって、住宅事情はこの方だけではなくて、品川区に住む以上は問題が多いと思うのです。やはり

高いところがあるし、その考え方がいろいろなので、お気持ちは非常に分からないではないのですが、やはりある程度市場価格よりも多少抑えるという形で設定してあげられるのがせいぜいできるところかなという思いがありますので、いろいろな配慮が必要かと思いますが、お願いして終わりたいと思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第21号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

○塚本委員

本日結論を出すで、結論としては不採択です。

理由をちょっと述べさせていただきたいのですけれども、現状この要綱に照らして、この方が住替えを申込みができないということはそのとおりということだと思います。その要綱の規定等を変えて申し込めるようにという思いだと思うのですけれども、こういった様々な公的な住宅、本当に住まいの話なので、この住まいということは本当に生活していく上で基本中の基本なので、大変に大きい選択、判断というものを求められるところだと思います。品川区に限らず、こういった公的な住宅に入っているがゆえに、意外とその後の身動きがなかなか思うように取れないというか、公的サービスにうまくリンクできないというような問題というものは、いろいろなところに実はあったりするかなと思います。ちょっと所管は違いますけれども、高齢者住宅なども公的なところに入っていると申し込めないとか、そういったことがあったりして、そのようなご相談を受けますので、区に対しては、そういった公的な住宅に入っているがゆえに様々な区民の方から寄せられるご意見についてはぜひ真摯に受け止めて、よりよい姿というものを検討していただきたいとは思いますが、この個々の陳情については、やはり一つ一つそれを採択していくことはあまり適切ではないと思いますので、不採択でお願いいたします。

○大沢副委員長

本日結論を出していただいて、不採択でお願いいたします。

理由のほうは、先ほど来課長のお話にもありました、要綱には該当しないということ、あと税により成り立っている公の住宅において、ほかにも様々な恩恵を被っている部分もある。この方のこの個人的なものを認めてしまうと、ほかにおいてやはり公平性を害する、混乱を生じるという危険性もありますので、これについては承服できないので不採択でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

やはり入居時に小さかったお子さんが大きくなって手狭になるということは、生活している上であることですので、もったもだだと思いますので採択です。

○西本委員

本日結論を出していただきたいということと、不採択をお願いします。

お気持ちは分かります。住宅事情というものは、やはり子どもが大きくなるにつれ、いろいろ変わってくるので、一番の悩みの種が一般的なことなので、要綱というものがそのためにあるわけであって、要綱の中身も時代に合わないということであれば変えるということは必要なと思ったのですけれども、そうではないというご説明だったと思いますので、申し訳ないのですが、気持ちは分かりますけれども、今回は不採択をお願いします。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第21号、区民住宅の住替えに関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

(6) 令和3年陳情第30号 品川区における大規模再開発の見直しを求める陳情

(7) 令和3年陳情第31号 品川区大井町C地区に関する陳情

(8) 令和3年陳情第32号 品川区大井町C地区の町づくりに関する陳情

(9) 令和3年陳情第33号 品川区大井町C地区開発に関する陳情

○こんの委員長

次に、予定表の(6)から(9)に記載の陳情4件について、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としては、4件の陳情について一括して説明、質疑を行い、その後、その取扱いについて、1件ずつ各会派のご意見を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、令和3年陳情第30号、第31号、第32号および第33号の4件は、初めての審査でありますので、一括して書記に朗読させますが、その前にのたて委員からご意見があるようですのでどうぞ。

○のたて委員

進め方のところで、この4件の陳情はそれぞれの方が自分の思い入れで出していますので、そうした思いに丁寧に応えていくために、一括ではなく、一つひとつ審査していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○こんの委員長

そのような思いもあるかと思いますが、内容が同じような内容で、説明も一括して説明をしていただくところが効率的な委員会の運営かなと思いますので、一括して説明をし、そして質疑を行いたい。採決は、今申し上げたように、それぞれにいたしますので、質問でそれぞれしていただければと

思います。

○のだて委員

効率的なことというのはコロナ禍ではあるかもしれませんが、やはりその中でも陳情を出してきていただいていますので、一つ一つ審査をしていただきたいと思うので、ぜひ各委員の意見も聞いていただいて、採決をしていただけたらと思います。

○こんの委員長

一つひとつ取り上げる、一括して取り上げる、それぞれ、1件1件別々にやろうと、これを一緒にやろうと、同じような形で進めますので、それぞれではなく、一括してというように進めたいと思いますが、ほかの委員の皆さん、それでよろしいですか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。では、そのまま一括して進めさせていただきます。

それでは、朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、大井町駅周辺地域まちづくり方針のC地区についてご説明いたします。A4の資料をご覧ください。

大井町駅周辺のまちづくりにつきましては、令和2年11月に大井町駅周辺地域まちづくり方針を策定いたしました。地図中に赤い色の点線で囲った範囲をC地区としており、ほかの地区も含めて、まちづくり方針に基づき、地域とともに進めていく考えでございます。

C地区におけるまちづくりの現状についてですが、地元権利者の有志の方々によって、まちづくり勉強会が令和元年5月から始められております。地域の課題を把握しながら、まちづくりの手法などを幅広く勉強されております。これまで5回開催されております。また、異なる権利者の方々により、東大井5丁目1～4番地区再開発を心配する会が、令和2年2月から開催されておまして、また、これまで2回開催されております。区といたしましても、双方の勉強会にオブザーバーとして参加させていただいております。

大井町駅周辺地域まちづくり方針では、地域主体で地域のまちづくりの検討の熟度に応じて段階的にまちづくりを進めていくこととしており、C地区におきましても、地域課題を踏まえ、どのようなまちづくりの手法で解決していけるのか、まさに現在勉強されている段階と認識しているところでございます。

区といたしましては、今後も引き続き、安全・安心で活力のあるまちづくりが地域主体で進められるよう、支援してまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず第31号についてなのですが、これが大井町で生まれ育った方が出されたものです。品川区を住み続けるところと位置づけていると書かれています。やはりそれを脅かすのが、あのC地区の再開発だということです。ここに心の叫びを聞いてほしいということも書かれておりますが、区はこうした声を聞き、反映すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

まず、今ちょっとご説明させていただきましたが、区といたしましては、まずは勉強会、地域の方が、土地、建物をお持ちの方々が、ご自分の建物や土地をどうされていきたい、今後どのようにまちをしていきたいか、そして今あるまちの課題をまず把握していただいて、それをどのように変えていくかということをお話し合っているところなんです。それは有志の方々と話されているところで、それはいろいろな考え方の方がいらっしゃると思いますので、区といたしましては、そのようないろいろな考え方の方の会にオブザーバーとして参加させていただいて、声をお聞かせいただいているところです。まずはやはり地域の方がどのように思われているのかということ、区としてもそのような形で聞かせていただいて、そこをどう進めるかについては、やはりまずはお聞きしながら一緒に考えていくということが、区としても取り組んでいくことだというふうに認識しているところでございます。

○のだて委員

やはりこの住み続けてきた方々が、引き続き住み続けたいという願い、この声はぜひ聞いていくべきだと思うのです。まちづくりを行っていくに当たって、やはり今既に住んでいる人たちを大切に、新しく来る方もいるとは思いますが、そうしたところで既に住んでいる方をないがしろにして開発などを行っていくということは、あってはならないと思いますので、ぜひこの声を聞いていただきたい。既に聞いているというお話ですが、さらによりよく聞いていただきたいと思います。

それで第30号のところでは、いろいろ項目が4項目挙がっております。1項目めでは、再開発を望んでいるかどうかということをお聞きしたいということで、区はこの住民の意向を調査したことというのはあるのか伺います。また、2項目めで、このコロナ禍の下で再開発のための予算をこのコロナのために使ってほしいということで、私たちもやはりこのコロナ禍の下で、開発予算はコロナ対策に充てるべきだと言ってきました。区の考えをお伺いしたいと思います。そして3点目では、基本的人権に十分配慮してくださいということで、やはり住んでいる方たちの生活、財産権が脅かされるということなのです。基本的人権が脅かされるということで、区は再開発で地権者や住民の基本的人権は守られていると考えているのか伺います。

○多並都市開発課長

まず1点目の調査についてですけれども、これから地域の方のお話が進む中で、必要に応じて調査していくことになるかと思っております。まだその入りの段階の、どのような進め方になるのかもまだ分からない状態ですので、やはり、例えば市街地再開発事業でしたら、公費が補助金としてお出しする場合がありますし、民間開発の共同建て替えということであれば、ご自分の資金でやられるということもありますので、まずはその入りのところの土地、建物をお持ちの方々のご意見をよくお聞きしながら進めていくことが今の段階かと思っております。

あと予算につきましても今のお答えと一緒に、これからその事業手法がもし決まっていけば、そこに沿った形の予算になりますので、まだ現時点はそのような段階ではないということで、コロナ禍の中というのは、またその状況を見ながらということになるのですけれども、現時点ではまだ決まっていない

というところです。

あと人権に配慮する、要するに住んでいる方々が生活に支障がないように、皆さんが安心して暮らせるようにという観点かと思えますけれども、それはそのとおりで、そのような観点で、皆さんと一緒にどのような形にそのまちを進めていくのがいいかということ、いろいろな事業手法というものがありますので、その中でどのようなものを選択していくのいいのか、またはどのようなものが皆さんと意識が合っていくのかということ、これから考えていただくのが非常に重要なことだと思いますので、そのような段階ということでご認識いただければと思います。

○のだて委員

今は住民で考える、勉強している段階だというお話ですけれども、そうした中で再開発をやりたい人、やってほしくない人があるわけです。そこで実際にどうなのかということ、区として調査してほしいということですから、その合意形成を図っていくためにも、区として調査をしていくということは必要なことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

今のご質問ですが、市街地再開発事業をやるということは区は決めておりませんので、それをやるかやらないかの調査ではなくて、まずは今の土地、建物をお持ちの方々がどのような考え方で今皆さんが思っているのかと。また、まちのいろいろな課題、例えば東小路の建物の件であったり、市道の今の状態だったり、いろいろな課題があるということをお聞きしていますので、そのようなものを解決していくために、皆さんでどう行っていくことが一番肝要かということも含めて、それがまず一番で、そこをお話いただくことで、区としてはこのようないろいろな手法がありますということ、必要に応じて、オブザーバーということで参加しておりますので、もしお尋ねがあれば、そのようなものも情報提供をさせていただくことはもちろん支援の1つだと思っていますので、そのようにいろいろ、皆さんのお話が進むような形では今後支援していきたいと思っていますのでございます。

○のだて委員

再開発とは決めていないということですが、そうであれば、いろいろな手法、どれがいいですかということで調査することもできると思うのです。そういった調査はしないということですか。あと必要に応じて調査するということでしたので、どのような状況になったら調査をするということなのでしょうか。

○多並都市開発課長

やはり勉強会、もしくは地元の方々、いろいろ今お話しいただいている状況、いわゆる検討のお話しいただいている状況、その中で、どうしても進める中でいろいろな方がいらっしゃる中の、どう進めていけばいいかということ、かなりお困りになることもあるかと思えます。ただ、やはり区といたしましては、その方々が一緒にどう進めていくべきかということ、区域の中で、まずはよくあるのはお隣でどう建物を、一緒に建てていこうとか、もしくはもう少し広く、何人かの方で、複数の方で一緒に建て替えていこうとか、まずはそのような一般的なお話があると思います。それがまず最初の入り口であって、それが4人、10人、30人などとだんだん多くなることによって、その事業の手法というものはいろいろな形で支援させていただくようなことも出てきますので、まずその次の、もっと具体的になってきた段階では支援させていただくときも出てくるかと思えますけれども、現時点はまだそこまで行っていないというところしか、区としては申し上げられないような状況と考えているところがございます。

○のだて委員

必要に応じてということだったので、調査について、その必要となったときがどのような状況かということが今では分からなかったのも、もしご答弁あったら再度お願いしたいと思います。この方も自分の基本的人権が脅かされるというように考えて、やはりこのC地区での再開発をやめてほしいということですので、ぜひこの意見は、区としては反映をしていただきたいと思います。

次に第32号についてなのですが、ここでは東小路を残してほしいということが書かれております。こうした修復型のまちづくり、いいところは残して悪いところを改善していくということで、修復型のまちづくりは私も主張してきたことですので、そうした考えを持つべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。また、この中でも我々の生活基盤を奪うと。こうした開発は辞めてほしいということで書かれております。区はこのC地区の計画を進めることが、生活基盤を奪うものだというふうに見えるのでしょうか。伺います。

○多並都市開発課長

先ほどの調査の件からですが、区の予算といたしまして、コーディネート委託ということで予算化させていただいております。これは地域の方が、先ほどちょっと途中お話しさせていただきましたが、勉強会や有志の方にお話ししている段階です。その中で多くの方がご参加いただける状態になったときに、区として支援させていただく予算としてコーディネート委託ということで、その協議会なり、勉強会なりの皆さんとお話し合いをしながら、必要な調査など、その予算の中で行っていこうということで、予算を持っているものでございます。これについても、やはり多くの方が進む方向が皆さんで、何というのでしょうか、まとまるような段階になってきた段階で、考えていくことだと思っています。

あとは東小路のところのお話ですが、こちらにつきましては、まさに今も商店街の皆様からも区のほうにもお話ししているところです。やはり今の形が、今の状態がよくないというお話もよくお聞きしています。それをどうしていけばいいかということが、1つの今の、何というのでしょうか、答えの1つに修復型はもちろんありますけれども、皆さんでそこをどうしていくのがいいのかということをお話しいただく、そして、そこを形にしていく、1つにしていくということですか、形にしていくということが重要かと思っておりますので、そのような形でお話が進むようには、区としては支援していきたいと思っております。

あとC地区全体の計画の生活基盤ということで、まさに先ほど東小路の例でお話ししましたが、今の状態がなかなか営業する面でも非常に困難になってきて、維持管理も含めて困難になってきているというお話もお聞きしていますので、そのような面も含めて、それをハード面で、ソフトだけではなくてハード面でも修復というのですか、直していくような、それを1人ではなくて皆さんで考えて進めて改善していくという方法をご提示しながら、それを皆さんで形にして進めていただければとは、区としては思うところでございます。それで生活基盤を安定する形にしていきたいということは、区としてもそのような思いでございます。

○のだて委員

修復型のまちづくりも1つあるということでした。やはりこの東小路のところは、古きよきまち並といえるのでしょうか、これが残っていて、やはりそこが好きな方も多くいらっしゃると思いますので、火災など、そういった危険性というのですか、課題があるということは私も認識していますので、そうしたところを予算を残しつつ、修復型のまちづくりを行っていくということが、やはり必要だと私は思っ

ておりますので、ぜひそうした方向で進めていただきたいと思います。

先ほど来、皆さんでまとめていただきたいと思います。住民の皆さんでまとめていただきたいと思いますということなのですが、そこにこうした再開発をやめてほしいという声があるわけですので、その声をぜひ受け止めて、反映をしていただきたいと思います。

第33号のところでも、これは祖父母の代から60年この土地に住んできた方が提出したものですけれども、お子さんを含めて、家族でこれからもずっと住み続けていきたいと。家にも愛着があると書かれております。やはりそれを壊そうというものがC地区の再開発になります。区はこのC地区の再開発が、こうした思いを壊そうとしていることを分かっているのでしょうか。伺います。

○多並都市開発課長

再開発が、今いろいろなご紹介をいただきましたけれども、壊すというのではなくて、まずは今あるまちの課題、それをどうしていくかということで、一番いい方向に皆でそれを改善していく方法を考えていこうと。ただ、ご自分の建物の建て替えだけではなくて、やはりやる限りは皆さんでそのようなものをその際に解決、皆さんだったら、複数の方でやればできるのではないかということで、そのような方向で皆さんでお話いただくということがポイントかと思えます。それは区がその再開発を決めているわけではございません。地域の方が皆さんで、どのような形でそれを進めていきたいかということをお話いただくということが、やはり区としては一番重要だと思っております、そのお話し合いが円滑に進むように支援することが区の役割ということで、そのような形で、皆さんがどのような形が一番いいかというのを目指していただくということをサポートするというのを全力を持ってやっていきたいと思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

一括して聞きます。先ほどご答弁の中で、段階的に進めていくという形で、やはりいろいろ段階があると思うのです。このようなまちづくりの議論になるときというのは、区としては段階を踏まえて、要は今度C地区、特にお願いして、住民からのお願いがたくさん来ているので、よく区のほうに言っているのは、今もそうですけれども、住民同士話し合ってくださいと。このまちがどのような問題があって、課題があって、どう解決していくのということからまちづくりというものはあるのですよねということは分かるし、それも条例か何か、ビジョンの中にきちんと入っているので、私たちは分かるのですけれども、でも、やはり住民の心配事というのは、その段階がある。でもその段階が分からない。いきなりボンと、何だろう、準備組合ができてしまって、そこでいきなり再開発が始まってしまって、大きな建物がいきなり建って計画が出てしまっているというような、そのようなものが多いと思うのです。品川区などでも、再開発をすると結構そのようなもの多くて、かなり進んでしまってから、いや実はねという、反対なのだななどというようなことが出てきたりして、決して順番を踏まえているとは思えないような状況です。

前は、今までは課題がある程度明確になっていて、密集市街地などというところがあって、そこを何とかしなければいけないということはある程度合意が取れた部分があって、多少反対者がいても、6割、7割の方がオーケーを出せば進めていってしまうというようなところがあったのですけれども、でも、このC地区というのはそうではないのです。確かに密集市街地ではあるのですけれども、ただ商業をしている方もたくさんいて、いろいろな立場の方が、いろいろな方がいらっしやって、なかなか考え

方もばらばらで、1つになるのはまず難しいだろうなど。そうなってくると余計にいろいろな意見が出るはずなのに、何か進め方として、ほかの地域の再開発、いわゆる再開発と思われる手法というものを導入されてしまうのではないかと。そうすると、何かいろいろ意見があるのに、いろいろな現状があるのに、それを無視されてしまって、一気に進めてしまうのではないかとというすごい不安があると思うのです。その不安をどのように解消してあげられるかといったら、このC地区については課題がいっぱいありますよねと。その課題を踏まえて、このような課題の話し合いを進めていってという、何だろう、段階というものもある程度明確にしてあげると、今はこのステージですよと。それが進んだらこのステージに持っていきましょうねということ、区としては必要なのかなと。だって地域のまちづくりビジョンがあるわけだから、それはあくまでも住民の発案という形がスタートにならなければいけないのですけれども、でもそのつながりというものがよく見えないというところで非常に不安。これ全部、4つに関しては不安なのです。どの陳情も不安から来ているものだと私は思うので、その辺の交通整理はある程度示すこともできるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○多並都市開発課長

今の段階的なまちづくりの進め方という点でございますけれども、まず区のまちづくり方針の中でも、段階的なまちづくりということで、今回大井町にも書かせていただいております。このときに、方針の説明会や、その後のお話をいろいろな方からお聞きしても、今委員からお話があったようなご心配事があるということで、やはりそこが一番重要な点かなと。そこがやはり重要だと思います。それで区としては、まちづくりの協議会やもう一つの協議会など、いろいろな組織体がありますけれども、そのような話し合いをするときには必ず透明性を持って、地域の方にアナウンス、また周知していただくようにと。区としても、必要であれば周知させていただくとか、いろいろな形でさせていただいて、それが一番よろしいかなと思います。そのような、今どのようなことが行われているかということをお知らせしながら進めるということが、これからやはり求められることだと思いますので、今のご意見を踏まえながら、より丁寧にはこれからも進めていきたいと思っております。

○西本委員

やはり透明性です。今何をやっているのという。やはり不安なのは、何かいつの間にか決まってしまう、いつの間にかここに何十階のビルが建つみたいという、みたいなので決定ではないのですけれども、そのようなうわさ的なものが出てきて、それが根拠がどこにあるのかというようになると、割と個人個人の思惑があって、思いというか、そういうものがまことしやかにささやかれてしまっているというような状況があって混乱してしまうのです。だから、そうではなくて、やはり順番、手順というものがあのです、まちづくりは皆でやってみよう。東小路だってあのままではないと思うのです、皆さん。確かにこの陳情の中には残してほしいということはあるけれども、あのような雰囲気を残すという残し方の問題であって、あのままを残せではないと思っているのです。この陳情のほうも、深く読むと。だから、その特徴をどう活かしていったらいいの、このまちの特徴は何というところも、自分は東小路ではないから、ちょっと離れているから関係ないということではなくて、やはりあの地域で、C地区という形でみんなも同じように向いて、地域の課題に向き合ってもらいたいという思いがあるのですが、なかなかそうはいかなくて、今回も4つの陳情が出ているわけなのですけれども、思いは非常に分からないではないのですが、むしろ前向きに考えられるような、どちらかという夢のあるような、まちづくりというのは壊すだけのものではなくて、まちづくりというのは夢のある話だから。だから、やはり印象が悪いのでしょう。まちづくりというとか壊されてしまったとか、そのようになっ

てしまっていると思うので、そうならないような状況にしてあげられるといいのかなと思うのですけれども、いかがですか。

○多並都市開発課長

委員の今のお話のとおり、ご意見はいろいろな方がいらっしゃいます。今おっしゃったように、夢という言い方はあれですけれども、建て替えて、皆さんで大きく建て替えようという思いの方もいらっしゃいます。そのようないろいろな方の思いが1つにならないと、事業としては進んでいかないところもありますので、それがいいのか、そうではない形の進め方がいいのかも含めて、皆さんでお話しいただいて、そこのまちがどう変わっていくかという、まずは細かいところよりは、どのようにしていきたいかということをお話し合いいただくことが、私たちの一番のポイントだと思いますので、そのときに夢というか、皆さんが分かりやすい、何というのでしょうか、将来像というものは共通でできるような形では、区としてはそのような形で支援しながら、よりまとまりやすいような形にはしていきたいと思うところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、これより陳情の取扱いについて、1件ずつ各会派のご意見を確認してまいります。

まず、令和3年陳情第30号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

理由として最初にご説明いたしますけれども、再開発というのはメリット、デメリットが必ずどの地域だとしてもあると思っていて、同じように賛成、反対、それで賛成、反対の中にも、個々のいろいろな賛成、反対があると思っています。そういった意味では、引き続き区からいろいろな勉強会等に顔を出していただいて、それぞれの十人十色の意見を聞いていただければと思いますけれども、その中でご注意としては、やはり片方だけ聞くというようになっていたり、どこの意見を推進しているというような誤解をまず区が持たれないようにしていただきたいということは、引き続きこれはお願いをしたいと思います。その意味において、先ほど課長もご答弁いただきましたけれども、この再開発自体が、区がどうしても再開発をさせるというようなものではないと理解をしていますので、住民のそれぞれの意見の合意形成を待って、そのサポートをしていくということが区の仕事だと思っていますので、我々議会も行政側も、この今回の個々の意見に対して賛成、反対というところに対して、採択ということは難しいかなという思いで不採択とさせていただきます。

○塚本委員

本日結論を出すでお願いをいたします。結論としては不採択であります。

度々建設委員会には、このC地区のことでの陳情が出されておりますけれども、これまでの質疑、区の見解もありましたとおり、あくまでもオブザーバーということで、様々な意見がある中で、それを全ての、どちらに偏る、肩入れするなどということでもなく、支援をしていくという姿勢に徹していただきたいと思いますということが思いであります。要するに現時点で、こういった民間のそれぞれのまちづく

りの話にあって、このC地区についてやはり課題がある。まちというのは不変ではございませんから、老朽化していくという中で未来を開くために手を入れていこうという考え方の方、やはり一切手をつけなくてほしいという、そういった保守的な考え方、それぞれあるということは承知をいたしておりますけれども、ここに今の段階で、公的に議会として何かしらのサジェスチョン的なものを与えるということは、私権のある意味の制限につながってしまうおそれもあると思いますので、これについては不採択ということでお願いしたいと思います。

○大沢副委員長

本日結論を出していただいて、不採択をお願いします。

今、自民党、公明党、両会派からもありまして、全く同感でありまして、本来まちづくりというのは地域の主体、地域主体に基づいて進められるべきであり、既にもうこの地域でも、反対、賛成を含めた勉強会等々が行われているわけでありまして、そのような意味では、今後の合意形成に向けた動きもある。その中で議会がここにおいてメッセージを発するという事は、非常に公平性からすると不適切であると思います。あくまでも地域の課題は地域主体、地域の方たちが話し合っ解決すべきものと考えますので、議会の介入、今議会からこの陳情に対して一定のメッセージを与えることは、先ほど申し上げましたように不適切であると考えます。以上によりまして、これは不採択をお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

再開発で賛否が分かれています中で、調査をすることは重要ですし、コロナ禍の下で再開発の予算をコロナ対策に使うということは我が党も主張してきました。再開発によって土地や建物を奪われることがないように、基本的人権に配慮してほしい、地域のつながりを壊さないでほしいということはもっともなことです。また区民の思いを後押ししていくためにも、採択したいと思います。

○西本委員

本日結論を出すということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

お気持ちは非常に分かります。不安な気持ちということなのだろうと私は思っておりまして、確かに区の立場としては、公平性ということになりますので、いろいろな考え方で偏った取扱いはいかなさるべきないように、それも十分にお分かりになって対応しているとは思いますが。ただ、今回出された4つの方々に関しましては、何かやはり不安なのだろうなという、その不安なお気持ちだけは私はしっかり受け止めさせていただきたいと思いますので、趣旨採択を主張させていただきます。

○このの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○このの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行いたいと思います。それと同時に、先ほど採択と趣旨採択という意見が分かれていますので、そこを確認させていただきたいのですが。

○のだて委員

採決は1回しかできないというところで意見を聞かれていると思いますので、やはり区民への賛同者

が増えるということは区民への後押しになると思いますので、趣旨採択にします。

○こんの委員長

よろしいでしょうか。

それでは、令和3年陳情第30号、品川区における大規模再開発の見直しを求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和3年陳情第31号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は先ほど述べたとおりです。

○塚本委員

本日結論を出すで、結論は不採択でございます。

理由は先ほどと同じで、現時点で議会としての一定の方向性なり何なりというものを示すべきものではないということでございます。

○大沢副委員長

結論を出す、不採択でお願いいたします。

理由は第30号、これは後の第32号、第33号にも関係してまいります。理由は冒頭に述べた、第30号で述べた理由により不採択としていただきたいと思います。

○のだて委員

第31号は、今の場所に住み続けたいということは当たり前の願いであり、それを脅かすC地区の再開発に反対ということですので、本日結論を出すということで採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、第30号と同様に趣旨採択でお願いします。

○こんの委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手による採決を行います。

その前に、先ほど同様に採決は一度しか諮ることができませんので、採択と趣旨採択と両方の意見が

出ておりますので、その点についてご意見ください。態度を確認したいと思います。

○のだて委員

私たちは採択をしたいと思いますけれども、やはり区民の方々には賛同者が多いほうが後押しになると思いますので、趣旨採択にいたします。

○こんの委員長

それでは、令和3年陳情第31号、品川区大井町C地区に関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和3年陳情第32号の取扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は陳情第30号のとおりです。

○塚本委員

本日結論を出す、結論は不採択でございます。

理由は陳情第30号、第31号と同様でございます。

○大沢副委員長

本日結論を出していただいて、不採択でお願いします。

理由は前の2つの陳情と同様の理由であります。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

私も求めてきた修復型のまちづくりをしてほしいということと、区民の生活を尊重してほしい、生活基盤を奪うC地区の開発をやめてほしいというものですので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、趣旨採択、理由は前と一緒です。

○こんの委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

採決を行う前に、採択と趣旨採択というご意見が分かれたので、いま一度態度を確認させていた

だきたいと思います。

○のだて委員

理由は先ほどと同じで、趣旨採択に変更させていただきます。

○こんの委員長

それでは、令和3年陳情第32号、品川区大井町C地区の町づくりに関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和3年陳情第33号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は陳情第30号のとおりです。

○塚本委員

本日結論を出す、結論は不採択でございます。

理由はこれまでの他の陳情と同じでございます。

○大沢副委員長

本日結論を出していただいて、不採択でお願いします。

理由は前の3つの陳情の理由と同じです。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

今の場所で家族みんなで住み続けたいということは、やはり当たり前の願いであり、それを脅かすのがC地区の再開発をやめてほしいということですので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、趣旨採択、理由は一緒です。

○こんの委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

それぞれのご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

採決の前に、採択と趣旨採択と意見が分かれておりましたので、いま一度態度を確認いたします。

○のだて委員

先ほどと同じ理由で、趣旨採択にします。

○こんの委員長

それでは、令和3年陳情第33号、品川区大井町C地区開発に関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時17分休憩

○午後1時20分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより、建設委員会を再開いたします。

(1) 令和3年陳情第20号 羽田新航路 南風好天時最終着陸進入・騒音対策としての降下角3.45°に関する陳情

(5) 令和3年陳情第28号 東大井集会所に騒音測定器を設置してほしい陳情

○こんの委員長

次に、予定表2の(1)および(5)の陳情2件につきまして、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方といたしましては、2件の陳情について、一括して説明、質疑を行い、その後、取り扱いについて、1件ずつ、各会派のご意見を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、令和3年陳情第20号および第28号の2件は初めての審査でありますので、一括して書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私からは、令和3年陳情第20号ならびに28号に関連し、羽田空港の機能強化に係る事項についてご説明いたします。

お手元のA4資料をご覧ください。

初めに項番1、国による羽田空港の新飛行経路運用状況の公表についてですが、陳情第20号にもあります羽田新飛行経路南風好天時のA滑走路、C滑走路それぞれの着陸侵入の便数につきましては、資料別紙1をご覧くださいませでしょうか。

資料別紙1につきましては、現在、国のほうが公表しております羽田空港の新飛行経路の運用状況でございます。

昨年、令和2年の3月29日の運用開始から、現在公表されているものが令和3年2月28日までのものとなりますが、A着陸、C着陸の機数が表にまとめられています。

こちらのほうは総数でございますので、3.45°ならびに3°、それぞれ分けての機数ではございませんが、南風運用があったものについての総機数が表としてまとめられています。

また、別紙1の表をご覧ください、中段のあたりにあります4月18日の欄外のところをご覧くださいますと、欄外に「悪天経路」の記載があります。こちらがILS運用時、すなわち3°の降下角となっていることを表すものでございます。欄外に悪天経路と記載のあるものが3°の降下角の運用ということでございます。したがって、欄外に悪天経路の記載がないものは、好天時、したがってRNAV運用3.45°の降下角となっているものでございます。

A4、1枚資料のほうにお戻りいただきまして、記載の着陸機数につきましては、先ほどご説明しましたが、悪天、好天の分けのない、昨年4月から本年2月末までの総数を占めさせていただいてございます。

次に、資料項番2、騒音測定局についてですが、こちらも別紙2をご覧くださいませでしょうか。

本格運用開始以降、航空機騒音を測定し公表している測定局としまして、青が国が設置しております3か所の測定局でございます。

また、区が設置したものでございますが、オレンジ色で示させていただいておりますが、内陸側のAルート側として立会小学校に1か所でございます。

また、海側のCルート側として台場小学校に測定局を設置してございます。

最後にA4資料にお戻りいただきまして、項番の3、国による航空機騒音の短期的な測定の実施でございますが、騒音発生状況のきめ細やかな把握や丁寧な情報提供に向け、昨年度も実施してございますが、今年度引き続き五反田文化センターにおいて記載の日時において騒音測定を行うこととなっております。

なお、測定結果につきましては、後日、国のホームページで公表予定となっております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、陳情第20号のところで、この陳情は、国側の騒音軽減策として出した3.45°の着陸降下角、飛んでいる便数を明らかにしてほしいというものです。やはり騒音軽減のためというのであれば、実態を明らかにすることは重要だと思いますので、ぜひこの機数を明らかにしていただきたいと思うのですが、区としては問合せなどはしたのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

今回、陳情が出されまして、当委員会のほうでいろいろご質疑いただいてというところで、区の考え方としましては、これまでも測定に関するもの以外も様々な声をお寄せいただいて、その声については、全て国に届けてございます。

そうした意味で、既に問合せをしたかというご質問に関しては、まだ、当委員会終了後ということになろうかと思いますが、区としてはほかの声と同様に、区のほうにしっかり届けて、その辺の数字を示していただくように求めていきたいというところは考えとしてはございます。

○のだて委員

今までの中では、まだ問合せはしていなかったということで、今後審査が終わった後に検討していきたいということですので、ぜひそこは聞いていただいて、資料の中で悪天候時の経路ということで 3° の運用をされたという説明がありましたけれども、基本の運用方式としてそういう対応をしたということだと思っております。実際に飛んできた中で、パイロットから 3° にしたいということで、 3.45° にしたいというのはあるのかな、そういう意見が出てきて変えるということもあると思うのです。なので、実際に飛んだ機数というのが、これは時間しか書いていないので実際の数は分からないというのがあるのですが、ぜひそれを出していただきたいと思っておりますので、区としても聞いていきたいということは、ぜひそれはよろしく申し上げます。

それと、騒音測定器設置の陳情ですけれども、これは東大井集会所ということで地図も示していただいて、立会川駅の近くの勝島運河のところですが、ちょうど陳情にもあるとおり、ルート直下ということで、より住民の被害実態を明らかにすることが、ここに設置すればできると思うのですが、区の考えを伺いたいのと、実際にこの東大井集会所では飛行機の高度は何mなのか伺います。ここに設置を検討したことというのはあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

まず、東大井集会所の位置的な高度になりますが、こちらの東大井集会所で直接高度を推計した経緯はございませんので今、手元にはございません。しかしながら、立会小学校のほうがおおむね330mぐらいの、こちらは悪天のとき、 3° で入ってくる場合になりますが、そのぐらいの高度ということですので、高度的にはさらにこちらの集会所の位置は低い位置になるかと考えてございます。

それから、こちらの集会所での測定局の設置の検討状況についてでございますが、区のほうでは運用開始前に区内の、まずは区有施設ということを基本として、ルート直下、あるいは近傍の施設について測定局の検討を、これは基本的に国の環境省のマニュアルに基づいていろいろ検討をしております。

こちらの集会所の施設については、いろいろ検討もしましたが、基本的に下が集会所でその上層部が、上階の2階から上が職員の寮となっておりまして、4階建てになるのですが、屋上はフラットな屋上になっておりまして、面としては広い面があるのですが、基本的には屋上に上られるようなペントハウスが、学校ですと一般的には階段状のペントハウスがあって階段で屋上に上られる形になってございますが、こちらの施設はそうしたペントハウス、階段で屋上に上がる構造になってございまして、階段に上がるためには、60cm角、円形になるのですが、そうした点検口をくぐって、はしご状の階段を上がって屋上に上らなければいけないというところで、測定機器自体が集音のマイク部分が約120kgぐらい、測定器自体もさらに280kgぐらいだったと思うのですが、非常に重い機器ということで、そうすると階段から持っていくことはできないということもあって、大がかりなクレーンでの設置ということと、それから、もともとやはり屋上自体が歩行用になっていない、被歩行という状態もあって、しかもさらに近くに立会小学校という屋上が歩行用として階段状のペントハウスもあるような形でありましたので、さらには、やはり設置場所の施設については、区有施設、様々な用途があるわけですが、やはり例えば小学校ですので、子どもが教育、学んでいる、活動している学校、そういうことも考慮して総合的に判断しているというところでございます。

○のだて委員

そうすると、東大井集会所での検討はされたということですが、今回こうした陳情も出ていますし、立会小学校のほうは若干ルートからずれているのですね。やはり直下のところで測ってほしいというのは住民の願いだと思いますので、そこは東大井区民集会所でもぜひ設置をしていただきたいと思っております。

屋上が非歩行の構造になっているというのはあると思うのですが、それでもやはり点検とかそういったことは通常やらなければいけないことだと思うので、歩くというのはある程度できるものだと思いますので、そういったこともあるので、ぜひこの東大井集会所にもつけていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

当然ながら非歩行といいますが、委員ご指摘のとおり、建物自体の定期的な点検等で上がる状況は当然想定されているわけですので、基本的には、同じ近傍に立会小学校という設置に適したところがございますので、そこと同じような位置にある、確かにルート直下的にはこちらの集会所のほうがよりルートに近い位置であることは間違いございませんが、それほど位置的に大きく違うということもございませんので、総合的な判断をしたと。設置の容易性ですとか定期点検の容易性ですとか、そうしたところと、あとは施設の、子どもが活動する施設というところを総合的に勘案して立会小学校に設置したものでございますので、今、現在、これからこの集会室のほうに立会小学校にプラスして設置するという考えは区としてはございません。

○のだて委員

区として今、考えはないということですが、やはりこうした騒音測定器、多くつけば住民の実際の被害実態、より細かく分かると思いますので、実際にここに設置してほしいという陳情も出されているわけですから、ぜひ設置するようにしていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、これより陳情の取り扱いについて、1件ずつ各会派のご意見を確認してまいります。

まず、令和3年陳情第20号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

説明いただいたとおり、ある程度データももう品川区のほうで把握されていらっしゃるということで、わざわざ問い合わせるほどでもないのかなと思っております。

○塚本委員

本日結論を出す、不採択でお願いいたします。

今、自民党さんからもありましたけれども、大体傾向性は十分につかめるデータが出ているということがありますし、様々な区民のご意見については、区のほうにも例の窓口を通じて届いているということで、それに応じて今後も適切に対応していただくということがあるということで、この陳情については不採択ということをお願いいたします。

○大沢副委員長

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

理由は、従来からありますように、区は国と綿密な連携を取りながらやっているという旧来のスタンスは変わらないわけでありまして、そういう意味では、ここの部分においても国の責任における事業

であり、それについて、区は区民の意見、そして、区の意見、議会の意思も十分に伝えられていると思いますので、ここから新たな議会からの発信は必要ないと思います。以上によって、不採択としていただきたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで採択を主張します。

やはり、区はこれまでも問合せしたことないということですので、事実を明らかにすることは当然のことだというふうに思いますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、採択をお願いします。

役割分担は分かるにせよ、品川区のことでありますので、監視という意味では、できるだけ情報は収集してということで、こう思うのは当たり前なのではないかなと思いますので、採択、お願いします。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第20号、羽田新航路南風好天時最終着陸進入・騒音対策としての降下角3.45°に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和3年陳情第28号の取り扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

国も区も複数ポイントを作っていて、そのポイントの選定も今、総合的に判断してというお話がありましたので、さらに追加でというのは必要ないかと理解をしています。

○塚本委員

本日結論を出すで、結論としては不採択をお願いいたします。

理由としては、どこに設置するかということについては、個々にここに設置してほしいという思いはそれぞれいろいろな方々お持ちかとは思いますが、それを一つ一つ採択をしていくということはやはり現実的ではないかなと。区のほうにいろいろなご意見をしっかり総合的に判断していただいて、

適切な場所に設置していただくということをお願いをしたいと思いますので、不採択をお願いします。

○大沢副委員長

本日結論を出していただいて、不採択をお願いします。

設置場所については、区あるいは国との連携の下に最も合理的な場所に配置されていると考えておりますので、住民の方たちのお考えも分かりますけれども、それによって場所あるいは合理的でない場所もあり得るわけで、そのところ、一つ一つ要望として受け入れることは不可能であると考えますので、不採択をお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで採択を主張します。

やはり、より住民の被害実態を明らかにするというので、騒音測定器を設置していくべきだと思いますので、採択します。

○西本委員

本日結論を出すということで、採択をお願いします。

ここでおっしゃるように、ポンプ所のところは中間地点ということもあって、もちろん要望どおりに全部設置するのは不可能なことではあるのですが、場所によって騒音の大きさとか聞こえ方とかいろいろ違うので、私はいろいろな環境において測定は必要だと思うので、できるだけいろいろな地点での実際のリアルな測定値というのは今後かなり必要だと思いますので、採択をお願いします。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第28号、東大井集会所に騒音測定器を設置してほしい陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって本件は不採択と決定いたしました。

(4) 令和3年陳情第27号 品川道踏切にエレベーターの設置を希望する陳情

○こんの委員長

次に、(4)令和3年陳情第27号、品川道踏切にエレベーターの設置を希望する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口道路課長

それでは、令和3年陳情第27号、品川道踏切にエレベーターの設置を希望する陳情に関連いたしまして、大井町歩道橋の現況についてご説明をさせていただきます。

配付させていただいておりますA3版の資料をご覧くださいと思います。

まず、位置図をご覧ください。

赤い線で示しております大井町歩道橋は、品川道踏切の北側に架設された歩道橋になっております。

続きまして、現況の写真と平面図を併せてご覧くださいと思います。なお、位置図と平面図の方位の向きが変わっておりますので、位置図では上が北側を、平面図では左側が北側となっております。ご注意くださいと思います。

続きまして、大井町歩道橋は昭和48年に架設された東海道線、京浜東北線をまたぐ歩道橋で、東側、平面図でいきますと上側の階段は幅員2m、JR所有地の上空を通過いたしまして、通路部分、黄土色に塗りつぶした箇所になりますが、通路の幅員としては2mになっております。

また、西側の平面図では下側の階段は、南側と北側の2方向に設置されておまして、地上の歩道空間を確保する観点から、幅員は1.5mとなっているものでございます。

また、参考として、資料の下のほうに、用途別になりますが、標準的なエレベーターの寸法を記載させていただいているところでございます。本陳情のエレベーター設置につきましては、平面図で示しているように、歩道橋の東側の階段部分、現状でもJRの所有地の上空を通過して通路に接続しており、エレベーターを設置するスペースの確保が非常に困難であること、また、西側につきましても、歩道幅員を確保しようとする、東側と同様にスペースがなかなかとれない、そういった状況にあるものでございます。

区といたしましては、大井町駅周辺の、より安全に東西の往来を確保し、さらにバリアフリーの観点からも、スペース等が確保できればエレベーターの設置をしていきたいと考えておりますが、現状では非常に困難な状況にあると認識しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

この品川道踏切、陳情にもありますけれども、開かずの踏切としてよく知られているということですが、遮断時間というのが分かりましたら教えていただきたいと思います。

それで、陳情の中にも、階段はあるのですけれども、やはり高齢者とかベビーカーの方が上ることは困難だということが書かれております。こうした区民への支援が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○溝口道路課長

まず、踏切の遮断時間でございます。国土交通省でも、開かずの踏切ということで、今後いろいろ対策を、改良すべき踏切道として指定しておまして、そうしたところで公表しているところだと、ピーク時間、1時間の間に約55分閉まっているという形になっております。また、JRのほうにヒア

リングした結果、2019年に最新の調査の結果でいくと44分に減ってきているところではございますが、開かずの踏切として指定される40分以上閉鎖している時間が、朝、昼前、夕方、1日のうちの約5時間閉鎖しているというのが、今、踏切の遮断時間という状況になっているものでございます。

また、今現在でいきますと、大井町の東西の自由通路が、エレベーターつきでバリアフリーの動線が確保されている状況になりますので、少し遠回りにはなりますけれども、歩行者のベビーカーを押した方、または車椅子の方、高齢者の方、そういった方はそちらを使っていただいて東西に渡っていただく、そういった形でのサービスを考えているところでございます。

○のだて委員

遮断時間が5時間にわたり40分以上あるということで、開かずの踏切の指定もされているということでしたので、やはり区民への支援が必要だと思いますので、スペースが確保できれば区としてもやりたいということでしたので、ぜひスペース確保していく方法を考えていただきたい、検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○溝口道路課長

これまでも当踏切、当歩道橋にエレベーター設置というお話はいただいてきているところでございます。そういった中で、やはり大井町駅周辺のまちづくり、そういったところの動向を捉えながら、スペースの確保、また、歩道橋の関係、そういったところも含めまして、さまざま検討しながら進めていきたいというところでございますので、いずれにしましても、なかなか単独で用地を確保していくというのは難しい状況にありますので、まちづくり、そういったものが動いていく中で、この歩道橋、また、踏切、そういったものをどのように改良していったらいいのか、また、エレベーターを設置していったらいいのか、併せて検討していきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

JRとも協議していただいて、設置できるように力を尽くしていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

スペースが難しいというところですが、区の認識もかなり持っておられると思うのですが、非常にここ、大変です。事故に遭わなきゃいいなというぐらい滞留してしまうのですよね。それと、自転車がたくさんいるので、むしろ私は自転車を何とかすれば、少しは危険性を回避できるのかなという思いがあって、ここの歩道橋の持ち物、それから管理というのは品川なのでしょうか。JRも関わってくるとなると、JRがやるとは思えない部分があるのですけれども、管理者というか、権限はどちらにあるんでしょう。

○溝口道路課長

大井町歩道橋の管理につきましては、品川区の道路課のほうで維持管理をさせていただいている橋梁でございます。

○西本委員

であるならば、具体的に考えていただかないといけないなど。せめてエレベーターは、それなりのスペースが必要になってしまうのですけれども、スロープをつけるとか、自転車が通れるようなスロープを、ちょっと構造的に難しいかもしれないですけれども、階段の幅も狭いので、そのスペースもとれないし、歩道も狭いのでなかなか難しいというのは理解できないことではないのですが、通路を通る人は

下を通ってもらうとか、もうちょっと歩道橋を逆に延ばして、空地を何か利用できないかなと思うんですけど、自転車のほうもスロープをつけてここを通れるようになってくると、かなり滞留が少なくなるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○溝口道路課長

まず、自転車、確かに踏切をあれしますと、歩行者だけじゃなくて、自転車もかなり多くの方が踏切をご利用されている状況というのは私どもも把握しているところでございます。

そういった中、歩道橋ですと、この平面図をご覧くださいますが、下側の西側のほうにつきましては、階段の延長というの、踏切にかからない程度のところにしかなりませんので、どこまで延長できるのか、スペースは多少ありますので、階段を延長して、スロープをつけて自転車が上がれるようにするというのは可能かもしれませんが、一番はやはり東側のところ、うちの区有地も地上部分しか持っていないような状況の中で、すぐ道路と接するような状況になるので、なかなか階段を延長するというのが難しい状況になっているところでございます。

そういった中、やはりこれもエレベーターと併せて、例えば大崎駅そばの百反歩道橋の架け替えの際には、エレベーターを設置し、かつ、歩道橋、階段にスロープをつけて、自転車も上がれるように整備したという経緯もありますので、同じように、あの辺もいろいろまちづくりとか道路整備が進む中で、併せて整備してきたというような経緯がありますので、こちらの大井町歩道橋についても、同じように周辺のまちづくりと併せてやるのが一番有効である、また、それが一番現実的というふうに考えているところでございます。

○西本委員

大崎のところみたいにスペースがあればすぐできるのかもしれないのですが、ここはスペースがあまりないので、いろいろ工夫もかなり厳しいなという自覚はあるのですが、いろいろと技術もこれから発展するかと思うので、ぜひ検討をしていただきたいなと思います。

それと、すみません、陳情と全然関係ない話になっちゃうのですが、この下の喫煙所のほうは、ここ、本当に関係ないので申し訳ないのですが、喫煙所のほうは非常に問題が起きておりますので、まちづくり全体を考えるならば、道路、そして歩道橋、そして喫煙所、それを全部総合的に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○溝口道路課長

すみません。所管が異なりますので、いろいろ苦情が来ているという話は私どもも聞いているところでございますので、喫煙所についてはしっかり所管と考えていかなきゃいけないところだと思っておりますし、委員言われたように、ただ歩道橋を整備すればいいという話じゃなくて、まちが変わったときに合わせて、今後50年、100年、そういった先を目指して、よりよい形にしていくというのが大事だと思っておりますので、歩道橋だけでなく、歩行者スペース、また、ここは公園になっておりますので、そういった人が憩えるスペース、そういったものを併せて検討していきたいと考えているところでございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

1点教えてほしいのですが、この歩道橋にかかる東海道線と京浜東北線、このダイヤですね。現状、今、これだけしまっているよというお話は伺ったのですが、運行ダイヤ等でのいろんな調

整については、区として意見を言っていったりとか、有り体に言えば、うまく時間帯をそろえて、少しでも踏切を開けられるようにするような工夫を区のほうから申し入れたりとか、話し合う場があったりとか、何かそういうことというのはある程度できるものなのではないでしょうか。

○溝口道路課長

踏切の遮断時間のご質問のときにお答えしましたが、2014年の調査では55分だったものが、最近の調査では44分になっている、そういったところでは、JRのほう、ダイヤ改正等をしながら、工夫ながらやってきていただいているという実情はあるのだとは思っております。ただ、やはりこういった形で陳情が出てきたりと、また、これまでもさまざまな委員から踏切が危ないという話をいただいている中でございますので、機会を捉えて、やはりもうちょっと遮断時間が短くなるような、そういった要望ですとか、打ち合わせ、そういったものは適宜行っていきたいと考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第27号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。思いは非常に分かるのですが、区も課題を認識していて、前向きに改善に取り組んでいきたいというお話があって、エレベーターを単純に設置すればいいという話でもなくて、なかなか歩道とか車道の問題もあって非常に難しいというのも分かりましたので、もう少しペDESTリアンデッキじゃないですけども、再開発とか、そういうところも広い視野でご検討いただきたいという思いを含めて、不採択とさせていただきます。

○塚本委員

本日結論を出します。ここについては、今、質疑にもありましたけれども、エレベーターがもしつけられるのであれば、この開かずの踏切というか、区民の皆様に対して非常によいことになるということは重々承知で、それは区も共有していると。できることならつけたいということもよく分かりました。ただ、現実的に場所がないという中で、あえて議会から区に対して、さらに何とか強く要望するということについては、やはり現実的になかなか難しい中で、それを採択していくということは、やはりやや無理があるかなと感じておりますので、不採択でお願いしたいと思います。

○大沢副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。理由は、道路管理者である品川区は、周囲の道路の安全を十分に確保しながら、公の施設なり設備を設置していかなければいけない義務を負っていると思いますが、この場所においては、エレベーターをつくることによって、まずスペースがないということと、周囲の道路の安全が確保できないというようなことを鑑み、しかしながら、今後のまちづくりの中で、可能であれば検討していくというようなご答弁もいただきました。そのところは非常に不確実なもの

で、不確定なものでありますので、このところのエレベーターを設置ということの断言については、願意に沿うことはできないと思いますので、不採択とさせていただきます。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。区民の負担軽減というのを区としてやっていくということが必要だと考えますし、区議会としても後押しをしていくということが必要だと思いますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出すということで、趣旨採択をお願いします。ご説明があったように、エレベーター等々の設置がすぐできれば、本当にすぐやっていただきたいのですが、なかなか難しいという事情もあるということで、ただ、できる限り、まち全体の中でするというよりは、できるところからやっていただくということで、例えば仮のスロープを少しくついでいただくとかというのができるのであれば、それは進めていただきたいと思っております。ここは非常に危なくて、皆さんからの何とかしてほしいという要望はたくさんいただいております。なので、可能なことがあるならばチャレンジをしていただきたいなと思っていますので、ご検討のほど、よろしく願いいたします。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

採決を行う前に、採択、趣旨採択と意見が分かれておりましたので、いま一度態度を確認させていただきたいと思っております。

○のだて委員

採決は一度しかできないということで、私たちは採択と主張させていただきましたが、賛同委員が多いということで区民の皆さんの後押しになると思いますので、趣旨採択にいたします。

○こんの委員長

それでは、令和3年陳情第27号、品川道踏切にエレベーターの設置を希望する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

それでは、ここで理事者の入替えと換気を行います。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時05分休憩

○午後2時15分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより建設委員会を再開いたします。

(3)令和3年陳情第26号 しながわ区民公園北側ゾーン改修計画に関する陳情

○こんの委員長

次に、予定表2の(3)令和3年陳情第26号、しながわ区民公園北側ゾーン改修計画に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○こんの委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、しながわ区民公園北側ゾーンの改修計画について説明をさせていただきます。資料は、令和3年陳情第26号の関係資料として、A3判2枚のものをご覧いただきたいと思っております。

1、背景でございますが、しながわ区民公園は、施設の老朽化や防災機能拡充の対応のため、段階的に再整備を行っておりまして、昨年度までに中央、南側ゾーンの再整備が完了いたしました。今年度より、北側ゾーンの再整備に着手する予定としております。北側ゾーンの改修計画につきましては、区民公園全体として行っている老朽化に伴う施設更新や防災機能拡充が必要であることに加え、北側ゾーンの特徴である運動施設について、かねてから要望のあったサッカー利用の導入などを検討を進めていたところでございます。計画の立案に際しましては、これら区としての考えに加え、利用者団体とのヒアリングや、近隣住民、公園利用者を対象としたアンケートを実施いたしまして、ご意見を反映することで改修計画を作成してきたところでございます。

次に、利用者団体とのヒアリングと近隣住民や公園利用者を対象としたアンケートについて説明をさせていただきます。資料は、2、第一回アンケートの欄をご覧ください。

第一回アンケートは、たたき台となる改修計画の素案を示しまして、要望事項を伺う目的で実施したところでございます。主な意見といたしましては、うっそうとして暗いイメージを明るくしてほしいといったご意見や、樹木を極力切らないでほしいという意見、反面、暗いので積極的に切してほしいという意見もございました。運動施設につきましては、サッカーコートが欲しいというご意見や、野球場の夜間利用をしないでほしいという意見がございました。運動施設を利用しているスポーツ団体からは、天然芝の野球場を保持してほしいという要望や、サッカー場設置のご要望、ナイター設備の設置要望等がございました。

第一回アンケートの要望事項から、整備計画の方向性といたしまして、少年サッカー場を新設することや、北口周辺を明るく整備することなどとし、整備計画案を修正いたしました。修正した計画案につきましては、再度、皆様のご意向を確認するために、第二回アンケートを実施いたしました。その概要につきましては、資料右側に移りまして、3、第二回アンケートの部分をご覧ください。

第二回アンケートは、第一回と同じ対象範囲において実施いたしまして、その結果、改修案全体についてやサッカー場新設について、北口周辺の整備について、おおむね賛同を得る結果となりました。運

動施設におけるナイター設備の設置につきましては賛否が分かれる結果となりましたが、近隣にお住まいの方々から多くの反対の声をいただいたことから、今回の再整備では設置しない方向としたところでございます。

4、改修計画に関する説明会でございますが、これら2回のアンケート等から作成した整備計画案について、区民の皆様へ説明する機会として実施をしたところでございます。主な意見につきましては、運動施設の土埃についてや樹木の伐採についてご意見をいただき、記載のとおり回答したところでございます。特に樹木の伐採につきましては、アンケートでも賛否双方の意見があったところでございましたが、区といたしましては、今後、30年を見据えて公園全体の更新が必要であることや、バリアフリー対応や運動施設の更新のためにどうしても木を切ることが発生してしまうこと、大きく育った老木等が近年の台風などで倒木しており、安全の確保のために伐採が必要であること、大きな木が狭い範囲に密生しておりまして、樹木の生育のために一定の間引きが必要なことなどを説明したところでございます。

資料2枚目につきましては、説明会でお示した整備計画図と工事の今後のスケジュールについて記載をさせていただいております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

この間、アンケートを2回やってきて、改修計画が作られたということです。ナイター設備を造らないということで、住民の意見が反映されたことはよかったというふうに思います。また、少年サッカー場も、スポーツ団体から造ってほしいという意見があるということで出されておりますので、そういったことは必要だと思うのですが、やはりその中でも、今回の陳情については、樹木を相当切ってしまうと、いろいろ、暑くなったとか、そのために歩けなくなった、騒音がひどくなった、風が強くなったということで声が上がっているということです。こうした細かな声を区としては聞いているかどうか、伺いたいと思います。そして、やはりこういった声が上がっているので、再度、住民、利用者へのアンケート調査あるいは説明会を要望しますということとなっておりますが、ぜひこうした説明会、アンケートなどを行ってほしいと、住民の理解を得ていく必要があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

6月1日の説明会の際に、中央、南側ゾーン、再整備が終わった部分について、木が大分なくなって、歩いたりするのに暑いというご意見をいただきました。樹木の整理が必要な理由は先ほど説明の中でも申し上げたとおりなのでございますが、今、現状、散策であるとか、そういったところでお困りの部分につきましては、今後、長い目で見ますと、樹木の生育に伴って緑陰等がまた生まれてくるものというふうに考えてございますが、直近、まだ樹木が育つ前においては、一定程度、以前に比べて日陰が少ないというような状況が続くかと思えます。そういったご要望の声を受けまして、説明会の中でもご答弁申し上げてございますが、例えばパラソルの設置であったりとかいう形で、日陰の設置についてはソフト面を含めて対応を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

今後、また再度のアンケート、説明会の実施といったところでございますが、今回、第二回アンケートでも表れていますとおり、今回の整備計画案につきましては、おおむね大多数の方からご賛同を得て

いるといったような状況でございます。ご質問いただいた内容につきましては、説明会の中でも、また本日、このような場でもご回答させていただいているところでございますので、区といたしましては、この整備計画案を軸に、今後、工事のほうに進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○のだて委員

樹木については30年後を見据えた更新をしているということですが、完成形が30年後だと、その樹木が育ってきたというのが結局30年後にしか完成にならないと。30年経つと、また更新等が必要になってくるということになると、結局、完成した姿が短過ぎるというのですか、そういうことになると思うのですが、そののところ、どのように考えていらっしゃるのか、具体的に30年後を見据えた更新としている部分がありましたら伺いたいと思います。

○高梨公園課長

老木への対応といったところでございますと、一定程度、年数ごとにしっかりと更新を行っていかないと、安全面等でも問題があるといったところがございます。今回の再整備は、樹木の生育のこののみならず、公園としての機能、特にしながわ区民公園は広域避難場所となっているということも含めまして、防災に対応する再整備というような部分で、どうしても園路を広げる関係で木を切らなければいけないといったようなこともございます。あと、今後30年、様々、いろいろな形で公園に求められる機能というものがまた時代とともに変わってくるというようなことがございますけれども、その時々に合わせて、しっかりと全体的、総合的に見ながら、よりよい公園の形というものを目指して再整備というものは行うべきであるというふうに考えているところでございます。

○のだて委員

30年後を目指してと、よりよい形を作っていきたいということですが、やはりそういったことを含めて樹木を切る、切らないという声も多くありますので、ぜひ住民に対して説明会、アンケートを行って、より理解を得ていくということが必要だと思いますので、そこをぜひやっていただきたいと思います。

○本多委員

教えていただきたいのですが、台風などでの倒木ということで、そういうことが起きているというのは分かるのですが、その前に、事前に日頃の樹木の管理がどうなっているのか教えていただきたいのですが、例えば台風が来たらもう本当に倒れてしまいそうな弱っている木ですとか、中がもう空洞になってしまうとか、例えばキノコが生えているともう弱っているとか、そういう管理はどうなっているのか教えてください。

○高梨公園課長

特に倒木における日頃の樹木管理についてなのですが、この区民公園は、一括管理公園として、常に管理者が常駐している公園でございます。管理者のほうで、基本的には日常管理の中で、そういった、今、ご案内がありましたとおり、樹勢の弱い木があるかどうかといったところは巡回の中で点検をしているところでございます。

そのほかの公園につきましても、倒木については樹木点検というものを行っておまして、特に倒木の被害の多い桜等を重点的に、不健康なものが、不健全なものがないかどうかというものを調べ、事前に対処するといったところを心がけているところでございますけれども、全てそれで満足できるのが望ましい形だと思っておりますが、昨今の水害をはじめとした暴風雨等の気象の状況によって、どうしても、

見た目では健全のように見えるのですけれども、風等で倒木してしまうというようなことがございます。そういったものが、やはり老木が多うございますので、特に今回はそういった年数が経っている木を中心に、また樹勢の弱っているところ等を見ながら伐採等をしていく、そのような計画としているところでございます。

○本多委員

これから公園のあり方ということで、防災機能も向上させていくということですから、点検もしっかりしていただきたいと思います。

公園の利用者なのですが、当然、もう万人がそれぞれの目的で使うわけですから、意見もたくさん出ると思うのですが、先ほどの答弁でもありましたように、いろいろな意見を吸い上げて総合的に進めていくということですから、まさにそれが必要だと思うのです。人によってはこれは必要だ、人によってはこれは必要ではない、これ、全然千差万別だと思いますので、その辺のところを改めて、総合的に公園のあり方というのを将来的にこう進めていくという、もう先ほど答弁いただいたのですが、改めてその部分だけ、万人に共通することだと思っておりますので、その点、改めて教えていただきたいと思っております。

○高梨公園課長

確かに、今、ご案内いただいたとおり、公園というのが、一定自由度が高いといった反面、求められる機能につきましては双方の意見があるといったようなことが多々ございます。今回もそういった形が如実に表れたような形だというふうに考えております。まずはしっかりとご意見を聞いて、取り入れられるものは真摯に取り入れていくという姿勢を、区としてはしっかりと持っていかねばいけないというふうに思います。

ただ、どうしても双方の意見があるような場合には、まずは管理者である、所有者である区としてどうあるべきかという考えをしっかりと持つべきだというふうにも思います。皆さんの意見を100%取り入れることはできないのですけれども、皆さんの考えに寄り添いつつ、区として区立公園がどうあるべきか、その公園公園に応じた状況は違いますが、そういったところをしっかりと見極め、それをまた真摯に皆さんにご説明をして、分かっていたいて、一定の方向をしっかりと示していくといったことが区に求められているところだと思います。今までもそうしてまいりました。これからもしっかりと説明をし、ご理解を得ていきたい、このように考えているところでございます。

○西本委員

このしながわ区民公園北側ゾーンの改修計画は、前期の委員会でやりましたよね。報告いただいたと思うのです。委員ではない方もいらっしゃるのですが、今期初めてなのかと思うのですが、その際のときにもいろいろ、若干こういう意見が出ましたという報告があったと思うのです。今回、それを受けて、またこの陳情が出てきたということなので、こういう要望が、結構強めの要望があるのだなというのは私は認識があまりなかったもので、実際、その説明会のときにはどんな感じだったのかをお願いしていいですか。

○高梨公園課長

資料のほう、1枚目の右下のほうに、説明会の主な意見と回答ということでお示しをさせていただいているところでございますが、やはり一番多かったのが、野球場の土埃に対する懸念という声が非常に多く寄せられたところでございます。その次に、やはり中央ゾーン、南側ゾーンの改修済みのところを見た樹木に関してのご意見というものが、説明会の中では、切り過ぎであったと、今回、北側では切らないでほしいといったようなご意見が多かったといったところでございます。

○西本委員

品川区は、公園が結構いろいろなところであって、地域の方々に非常に愛されているのです。思いがあるし、樹木に対しても本当に大切にしている区民性なのかなと思うのですが、だからこそういのが出てくるのかなという思いがあるのですが、ただ、もう一つ質問としては、2回アンケートをしたというのは、何かそういう要望があったからですか。もうちょっと詳しく調べてみたいとかと、何かあって2回、されたのでしょうか。

○高梨公園課長

所管といたしましても、やはりこういったご意見をいただくのはしっかりと品川区の公園を愛していただいているからであるというふうに思っております、真摯に向き合ってもらいたいというふうに考えているところでございます。

2回のアンケートをした理由でございますけれども、先ほど一回目のアンケートで示した案から二回目の間に変えましたということを説明させてもらったのですが、やはりサッカー場の新設であるとか北側ゾーンのしつらえを大きく変えるといったところは、計画の中では非常に大きな変更であろうというふうに所管としては受け止めたところでございますので、1回のアンケートのみで計画案を変更して、そのまま説明会で決定というのではちょっと乱暴であろうということで、しっかりと区の考えも含めた第二回の計画案、資料2枚目にお示ししたものでございますけれども、これを改めて諮って、その賛否についてご意見を伺おうとして第二回アンケートを実施したところでございます。

○西本委員

通常、2回もしないと思うのですよね。1回で終わってしまうのだらうと思うのですが、2回された。途中でいろいろと変更があったということなのでしょうけれども、やはり丁寧にいただけると本当にありがたいなというふうに思っております。全部の要望にお応えできればいいのですが、それはなかなか難しいことだと思いますので、そこはご理解を求めていくしかないのかなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○大沢副委員長

陳情で出てきていますので、陳情する権利というのはしっかりと担保されなければいけないし、ある意味、表現というのも自由をしっかりと尊重されなければいけない。ただ、公園という、先ほど本多委員がおっしゃったように、万民のための公園ということの中で、理由の前に、サッカー場は要りません、北口を2つにする必要はありません、災害車両のために拡張する必要はありませんと言い切っていられたいと思いますが、これについてどういうふうにお考えになりますか。

○高梨公園課長

公園は万人のためというのがありますし、あらゆる状況で役に立つ公園であるべきだというふうに考えてございますので、やはり様々な方からアンケートという形、ヒアリングという形でご意見をいただいて作った改修計画案の中でお示しをさせていただいたというところでございますので、区としましては、サッカー場の新設であったり、あと災害車両の出入口である北口の設置、それとやはり有事、首都直下地震の切迫性も叫ばれて久しいですが、しっかりと有事の際に役立つ広域避難場所、区民公園であるためには必要な改修であるというふうに考えているところでございます。

○大沢副委員長

それともう1点、青少年のスポーツ・レクリエーションのための公園から、高齢者の心と体を健康に保つための公園にシフトすべきと、こういうふうに断言されていますけれども、いろいろな公園があろ

うかと思えます。そのこのところというのは、もう既に年齢層、種類によって公園事業は区のほうは行われているということで私は認識をしておりますけれども、それで間違いないですね。

○高梨公園課長

公園は、繰り返しになりますが、いつでも誰でもといったところでございますので、やはり地域に根差した小さい公園で、利用が高齢者の方が多いとか、子どもが多いというような差があつてしかるべきだというふうに思っておりますが、区民公園におきましては、総合公園ということで、位置づけとしては区内の区民の方が皆さんでお使いいただく公園というふうに考えてございますので、幅広い年齢層の方に、また幅広い用途で使っていただく公園であるべき、このように考えているところでございます。

○このの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和3年陳情第26号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としまして、この要旨がアンケート調査、説明会の要望ということでありまして、先ほどからご答弁ありましたとおり、今回、かなり丁寧にご説明、ご議論があつたのかなというふうに理解をしています。万人受けするというのはなかなか難しいのですが、引き続き広報はしていただきながら、非常時も含めて、あつてよかったと思える公園をぜひ造っていただければと思います。

○塚本委員

本日結論を出すで、結論としては不採択をお願いをしたいと思います。

先ほど来、言われておりますけれども、皆が使う公園ということで、たくさんの意見がある。そこには相入れない2つの意見が反目し合ってしまうというようなことは間々ありがちなことございまして、また、近隣環境とのあつれきというか、こういったことは公園については常に付きまとっている課題、問題なのですけれども、そういったことの中でこの事業を進めていくに当たっては、やはり手続きあるいは進め方ということについて瑕疵なくやっていただくということで、やはりスケジュールは切ってやっていかないと、なすべきことが遅滞するということもまた、これは区にとっては不利益ですので、そういった意味では、今回、アンケートを2回取り、その結果を反映してナイター設備は見送るとか、そういったことでしっかりと手続きを進められているというふうに認識をしますので、区の計画どおり進めていただければというふうに思います。

○大沢副委員長

本日結論を出してください。不採択でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、趣旨採択を主張します。

公園の改修やサッカー場は必要だと思いますが、いろいろな意見が出ている下で、再度、アンケート、説明会は必要だと思いますので、趣旨採択です。

○西本委員

本日結論を出す。不採択をお願いします。

やはり、十分に、本当に丁寧にしていると思うのです。なので、これからも皆さんにご理解いただけるように、それでも100%は理解できないところもあるので、諦めずに丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○こんの委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和3年陳情第26号、しながわ区民公園北側ゾーン改修計画に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○こんの委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

4 その他

○こんの委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

安藤議員の「住民を追い出し開発企業の利益を優先する、大崎西口駅前地区・品川駅南地区の超高層再開発は撤回を」の質問で、大崎の計画は区域内全員を転出される前提の計画を問題だと思わないのかとの質問に、区は、個々の選択の自由と答弁をしました。この個々の選択の自由とはどういう意味か、選択できないと思いますが、いかがでしょうか。

○こんの委員長

それでは、今、ご質問いただきました。安藤議員からの大崎西口の開発についてという項目に関連してお聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思っております。

が、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

そのほかにございますでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

そのほかにも、その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。

明日も午前10時から開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時44分閉会